

久万高原町
障がい者基本計画及び
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
久万高原町

はじめに

久万高原町では、平成 27 年 3 月に「久万高原町障害者基本計画」を、平成 30 年 3 月に「久万高原町第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、幅広い分野から、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、国が平成 30 年に策定した「障害者基本計画（第 4 次）」では、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している障壁をなくすために取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示しました。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、障がい者福祉の充実が図られつつあり、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

このような状況を踏まえ、この度「だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”久万高原町」をめざすべき目標像として掲げ、「久万高原町障がい者基本計画」「久万高原町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに支え合い、地域で安心してともに生活を送ることができるよう、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりますので、住民の皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました「久万高原町障害者計画策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました住民並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

久万高原町長 河野 忠康

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 他計画との関連.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 策定体制.....	4
第2章 久万高原町の現状について.....	6
1. 人口・世帯等の状況.....	6
2. 障がいのある方の状況.....	8
3. 障がい児の状況.....	15
4. アンケート調査結果からみえる現状.....	17
5. 事業所・団体調査結果からみえる現状.....	28
6. 課題のまとめ.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1. 基本的な理念・目標.....	35
2. 基本的な視点.....	36
3. 施策の体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
1. 差別の解消及び権利擁護の推進.....	38
2. 保健・医療の充実.....	42
3. 切れ目のない療育・教育の振興.....	45
4. 雇用・就業、経済的自立の支援.....	49
5. 芸術文化活動・スポーツ等の振興.....	52
6. 自立に向けた生活支援の充実.....	54
7. 生活環境の整備.....	60
第5章 障がい福祉計画.....	65
1. 第5期計画における成果目標の進捗状況.....	65
2. 第6期計画における成果目標の設定.....	67
3. 町内の障がい福祉サービス提供事業所.....	71
4. サービス見込み量と確保の方策.....	72
5. 地域生活支援事業.....	81

第6章 障がい児福祉計画.....	94
1. 第1期計画における成果目標の進捗状況	94
2. 第2期計画における成果目標.....	95
3. 障がい児福祉サービスの見込み量	96
第7章 計画の推進体制.....	100
1. 推進体制の整備	100
2. 広報・啓発活動の推進.....	100
3. 計画の点検・管理体制.....	101
4. 県及び近隣市町や関係機関との調整・協力.....	101
資料編.....	102
1. 久万高原町障害者計画策定委員会設置要綱.....	102
2. 久万高原町障害者計画策定委員会名簿	104
3. 計画策定経過	105



「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記を用いています。

ただし、国等の法律・条例、事業の名称、町の条例に規定または使用されている用語は、そのまま漢字表記とします。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

1 久万高原町の取り組み

久万高原町（以下、本町という）では、障がい者施策を計画的・総合的に推進するため、6年間の障がい者施策のあり方を定めた「久万高原町障害者基本計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「久万高原町障がい福祉計画」等を策定し、『だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”久万高原町』をめざして、障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。

この度、「久万高原町障害者基本計画」「久万高原町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」が令和2年度をもって計画期間が終了となることや、これまでの町の取り組みや新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「久万高原町障がい者基本計画」「久万高原町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定することとしました。

■障がい者基本計画と障がい（児）福祉計画の関連イメージ

障がい者基本計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

- 令和5年度における成果目標
 - ・福祉施設から地域生活への移行
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 など
- 障がい（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策

2 障がい福祉をめぐる国の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障がいのある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえ、計画の見直し、策定を行います。

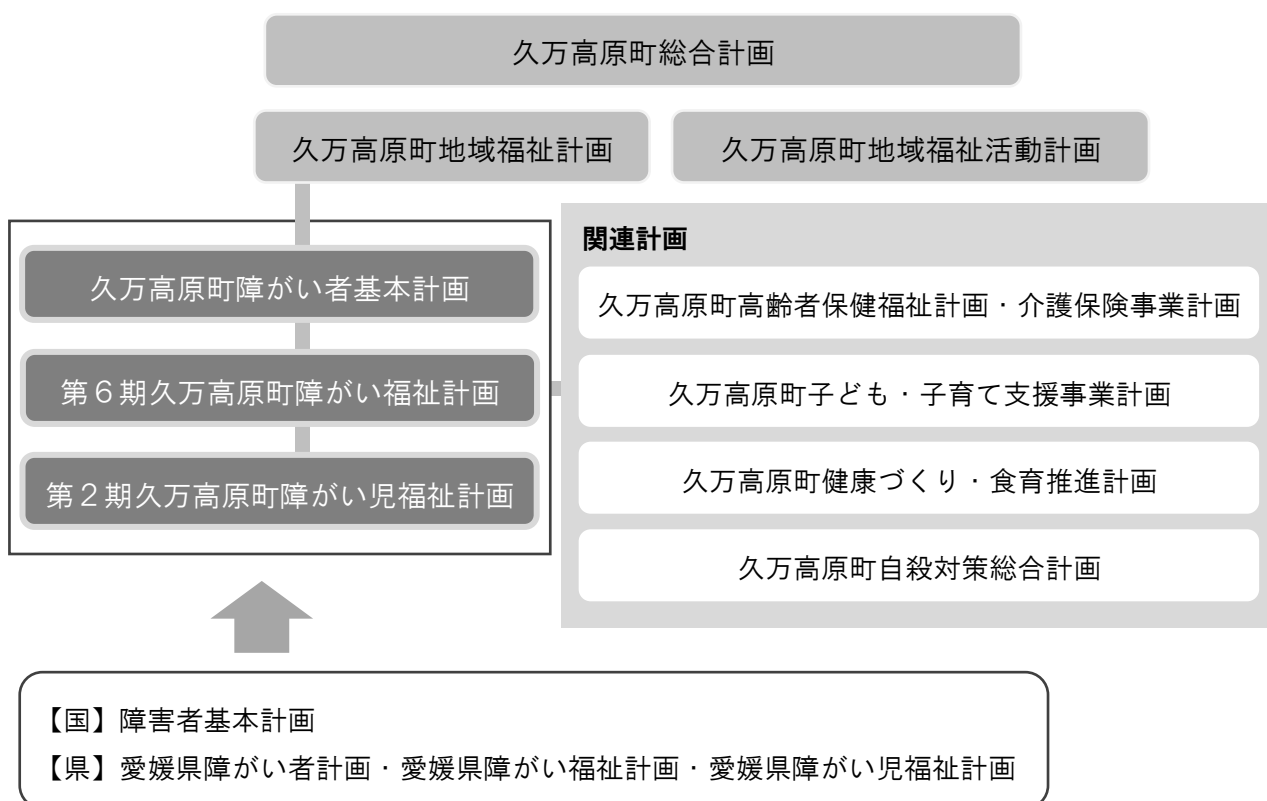
■平成 28 年以降の国の動き

(年)	国の主な流れ	概要
H28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年 4 月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	障害者基本計画（第 4 次）策定	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法 ※令和 2 年 4 月施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

2. 他計画との関連

本計画は、本町の最上位計画である「久万高原町総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「久万高原町地域福祉計画」との基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

また国の「障害者基本計画」や県の「愛媛県障がい者計画」「愛媛県障がい福祉計画」等との調和を保った計画として策定します。



3. 計画の期間

「久万高原町障がい者基本計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

「久万高原町第6期障がい福祉計画」及び「久万高原町第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向などにより必要に応じて見直しを行うものとします。

年度											
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
久万高原町 障がい者基本計画	第3次			第4次						次期計画	
久万高原町 障がい福祉計画	第5期			第6期			次期計画				
久万高原町 障がい児福祉計画	第1期			第2期			次期計画				

4. 策定体制

1 住民意向の把握

本計画の策定にあたり、障がいのある人や関係団体・事業所の意向を把握するため、下記の調査を行いました。

- ①【18歳未満】町内にお住まいの障害者手帳所持者・特別児童扶養手当受給児童の保護者に対するアンケート調査の実施
- ②【18歳以上65歳未満】町内にお住まい障害者手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者、特定疾患医療受給者証所持者及び【65歳以上】障害福祉サービス久万高原町支給決定者に対するアンケート調査の実施
- ③障がい者団体・町内事業所に対するアンケート調査の実施

② 久万高原町障害者地域総合支援協議会等での検討

障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者などで構成される久万高原町障害者地域総合支援協議会と、その下部組織である各専門部会において、障がいのある人の地域生活を支えるための課題を把握するとともに、計画策定に関する意見集約を行いました。

③ 久万高原町障害者計画策定委員会での検討

保健及び福祉関係者、関係団体代表者、行政関係者などによる計画策定委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

第2章 久万高原町の現状について

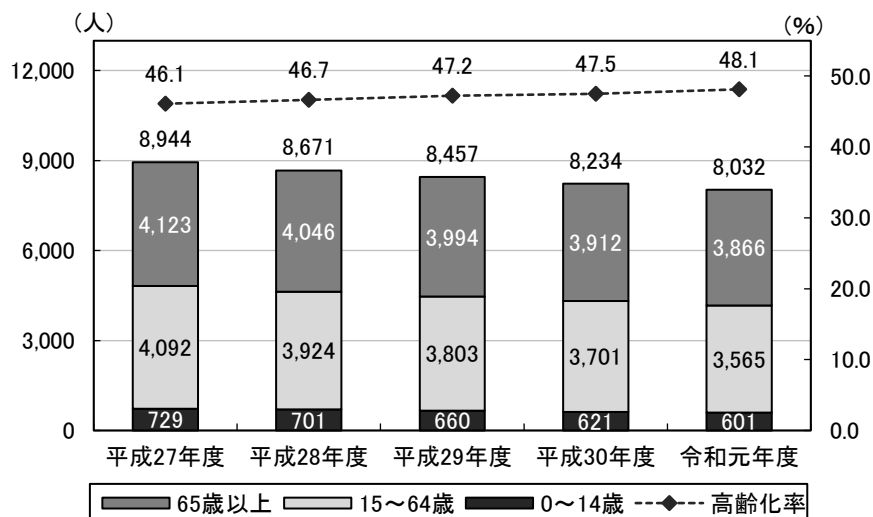
1. 人口・世帯等の状況

① 総人口と世帯数の推移

本町の総人口の推移をみると、年々減少が続いており、令和元年度では8,032人となっています。0～14歳人口、15～64歳人口、65歳以上人口いずれも減少が続いていますが、高齢化率は上昇の一途をたどり、令和元年度では48.1%となっています。

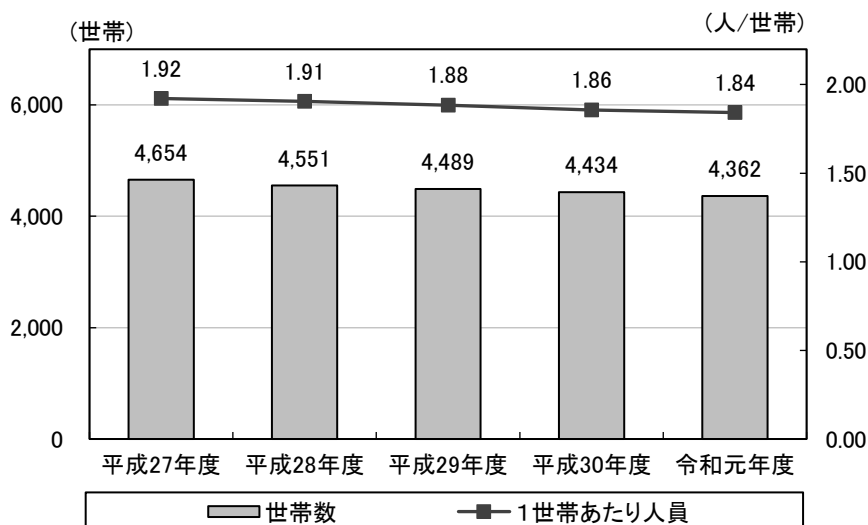
また、世帯数・1世帯あたり人員は減少が続いており、令和元年度では4,362世帯、1世帯あたり1.84人となっています。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：久万高原町（各年度3月31日）

世帯数と1世帯あたり人員の推移

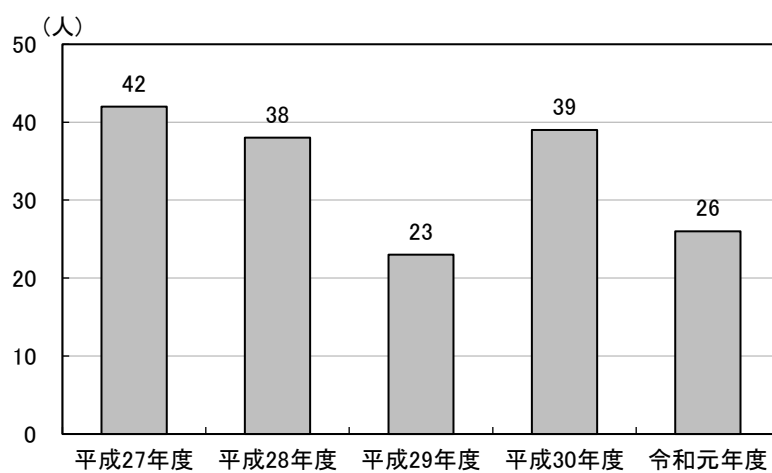


資料：久万高原町（各年度3月31日）

2 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度では 26 人となっています。

出生数の推移



資料: 久万高原町(各年度3月 31 日)

2. 障がいのある方の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

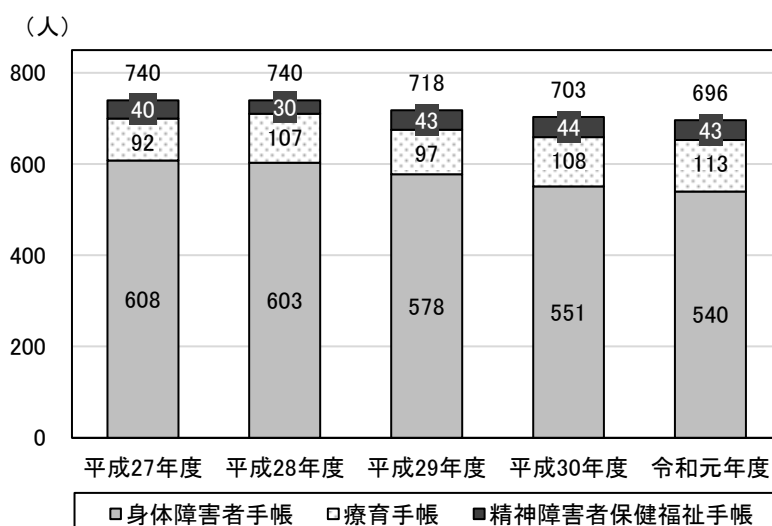
障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度以降微減傾向となっており、令和元年度は 696 人となっています。

手帳種別にみると、全体の 8 割前後を身体障害者手帳が占めていますが、年々その割合は低下しています。

療育手帳は、増減を繰り返しながら推移していますが、障害者手帳に占める割合は上昇傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳は平成 28 年度に減少したものの平成 29 年度には増加し、以降は横ばいで推移しています。

障害者手帳所持者数の推移



資料：久万高原町（各年度3月 31 日）

※手帳所持者について

グラフに掲載している各手帳所持者数は、本人または家族の取得申請に基づき、障害者手帳が交付されている方の数となります。

障がい福祉サービス利用者の中には、障害者手帳取得の基準に満たない方や、手帳を取得されていない方も含まれています。

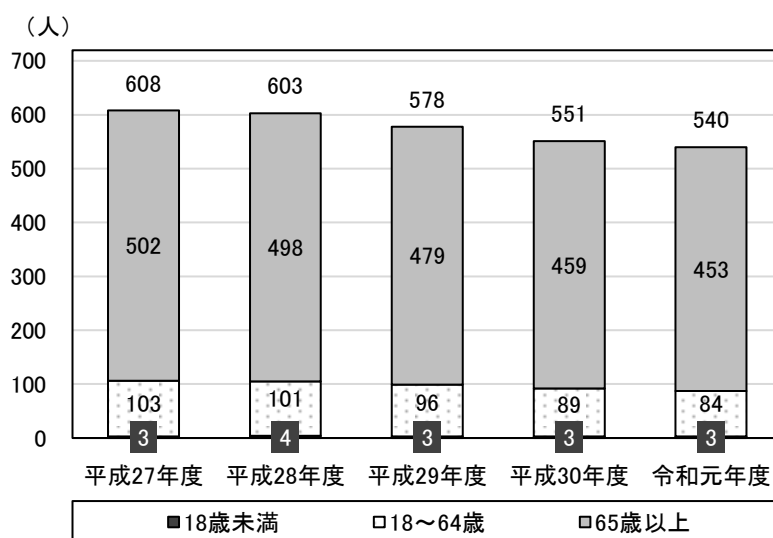
2 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、令和元年度では18歳未満が3人、18～64歳が84人となっており、全体の約8割が65歳以上となっています。

【程度別】にみると、1級が最も多いものの減少傾向にあります。

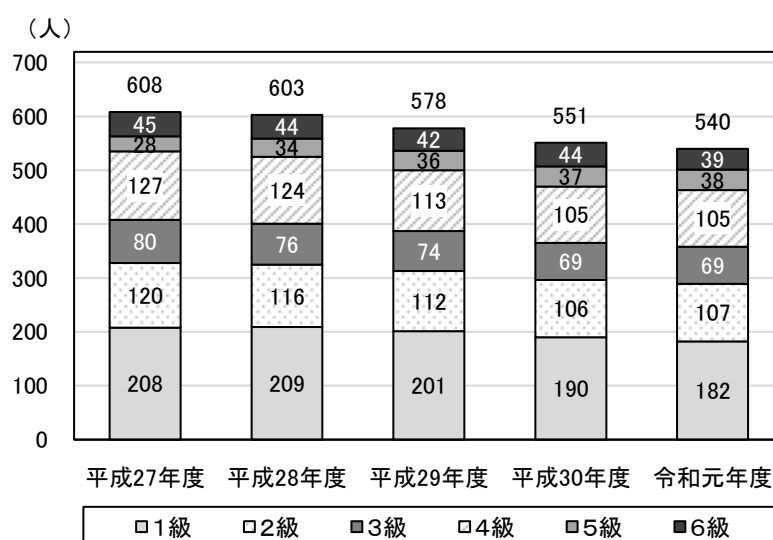
【種別】にみると、肢体不自由が最も多く、全体の5割以上を占めています。

【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



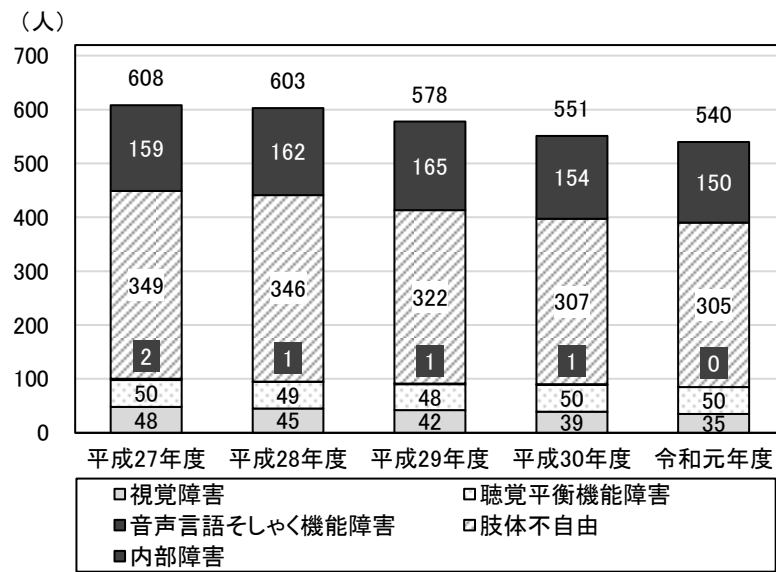
資料：久万高原町(各年度3月31日)

【程度別】身体障害者手帳所持者数の推移



資料：久万高原町(各年度3月31日)

【種別】身体障害者手帳所持者数の推移



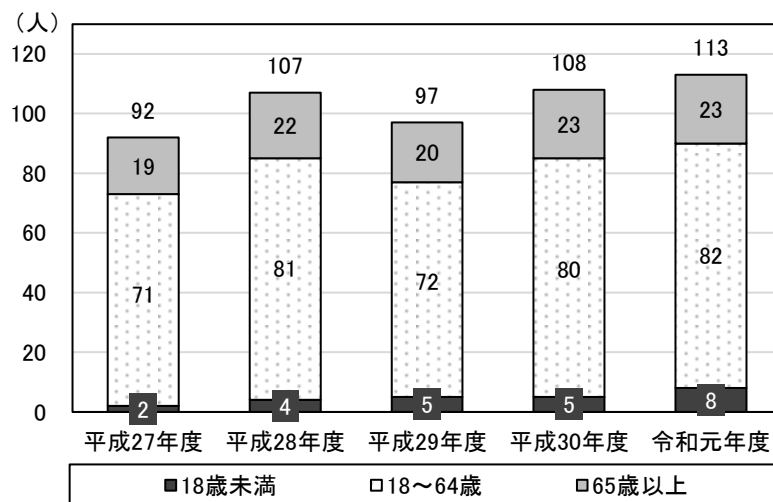
資料: 久万高原町(各年度3月31日)

3 療育手帳（知的障がい）所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、年度によって増減はありますが、令和元年度では18歳未満が8人、18～64歳が82人、65歳以上が23人となっています。

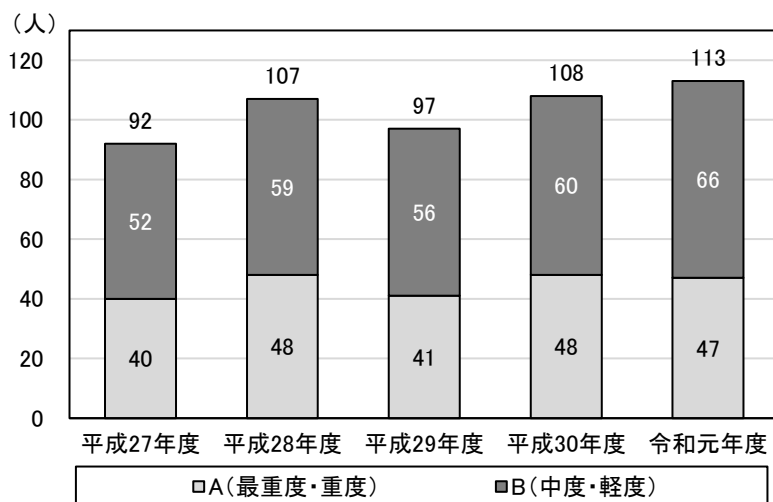
【程度別】にみると、令和元年度ではA（最重度・重度）が47人、B（中度・軽度）が66人となっています。

【年齢別】療育手帳所持者数の推移



資料：久万高原町（各年度3月31日）

【程度別】療育手帳所持者数の推移



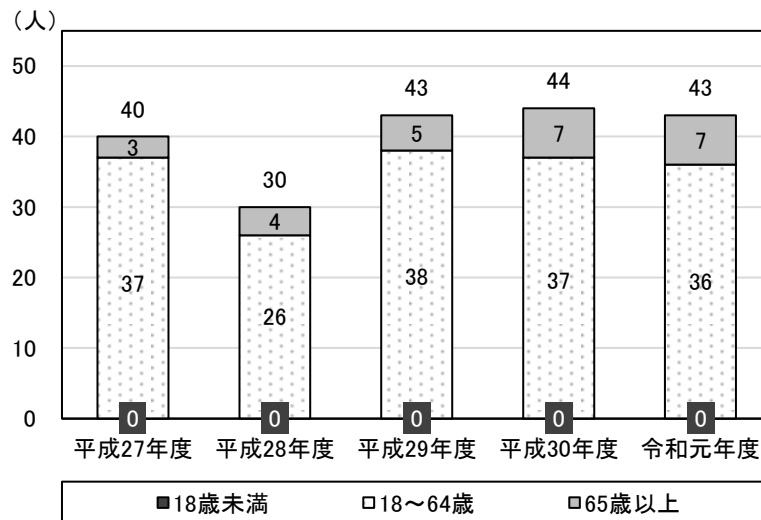
資料：久万高原町（各年度3月31日）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満は0人で推移しており、18～64歳では、平成28年度には減少したものの平成29年度に増加し、以降横ばいで推移しています。65歳以上は微増傾向にあります。

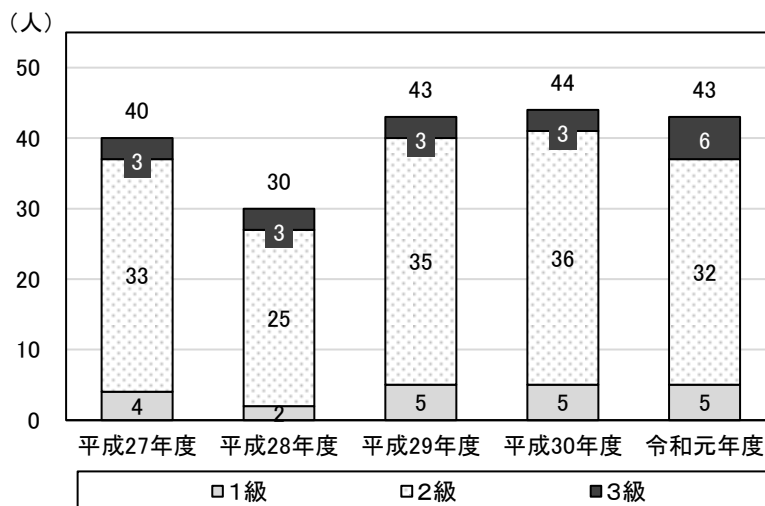
【程度別】にみると、2級が最も多く全体の7.5～8割を占めています。

【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料: 久万高原町(各年度3月31日)

【程度別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



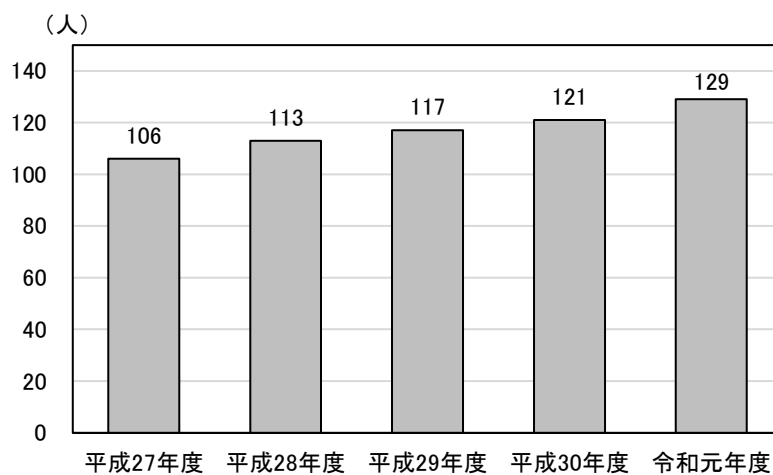
資料: 久万高原町(各年度3月31日)

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度では129人となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも精神的な疾患を持つ人が手帳所持者の2倍以上となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

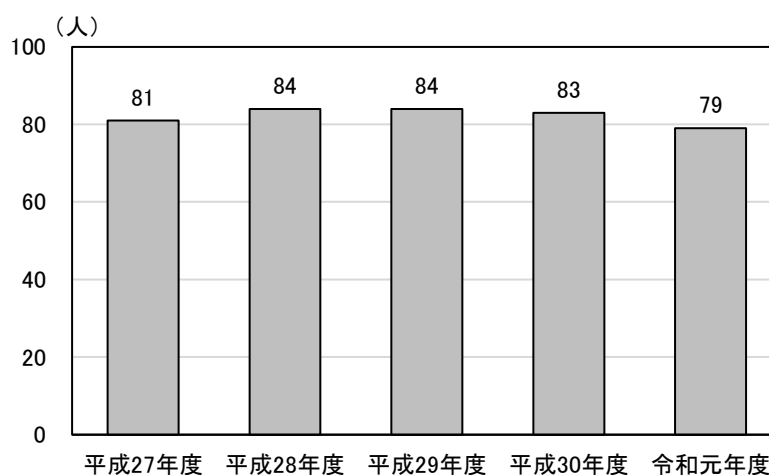


資料：中予保健所健康増進課（各年度3月31日）

6 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると、80人前後で推移しており、令和元年度では79人となっています。

特定医療費（指定難病）受給者数の推移



資料：中予保健所健康増進課（各年度3月31日）

7 障害支援区分認定者数の状況

令和2年3月末現在、障害支援区分認定者数は108人（重複含む）となっており、障がい種別では知的が最も多く、区分別では区分3が最も多くなっています。

また、区分なしでサービスを受けている人は13人となっています。

障害支援区分認定者数の状況

単位：人

	身体	知的	精神	計 (重複含む)
区分6	7	6	1	14
区分5	3	9	1	13
区分4	1	17	4	22
区分3	2	16	14	32
区分2	4	8	13	25
区分1	0	2	0	2
合計	17	58	33	108
区分なしで サービスを受けている人	3	7	3	13

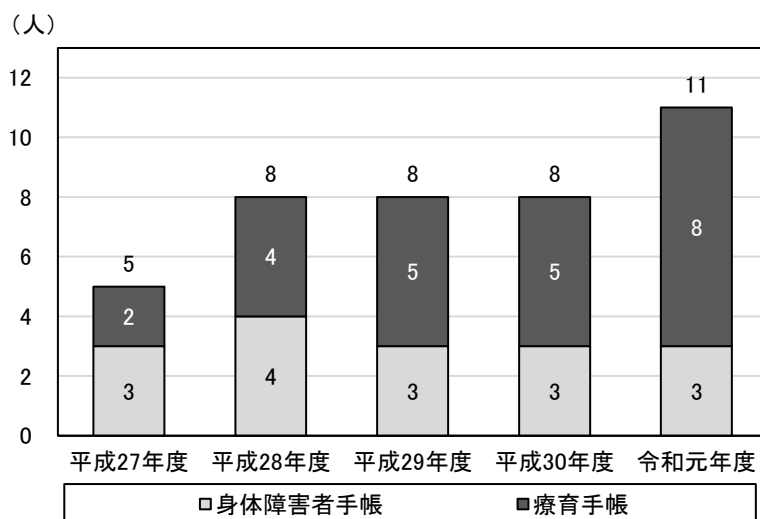
資料：久万高原町（令和2年3月31日時点）

3. 障がい児の状況

1 18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移

18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移をみると、年度によって増減はありますが、令和元年度では身体障害者手帳が3人、療育手帳が8人となっています。

18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移 (p.9・p.11 より 18 歳未満を抜粋、再掲)

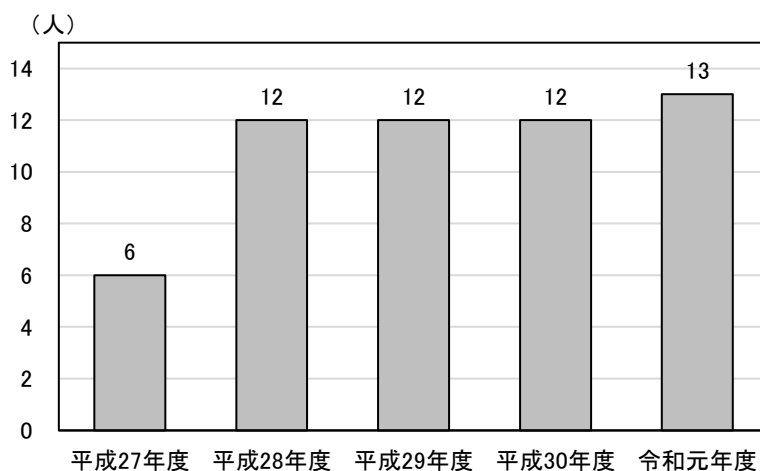


資料: 久万高原町 (各年度3月31日)

2 小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移をみると、平成28年度以降横ばいで推移しており、令和元年度は13人となっています。

小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移



資料: 中予保健所健康増進課 (各年度3月31日)

※申請受付の対象は18歳未満の児童ですが、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められた場合には、20歳未満の児童にも支給されます。

3 特別支援学級及び特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校の在籍者は年々増加しており、令和2年度では13人となっています。中学校の在籍者は年度によって増減はありますが、令和2年度では6人となっています。

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、わずかに増加傾向となっており、令和2年度では、中学部に4人、高等学部に2人在籍しています。

特別支援学級の在籍者数の推移

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	9	11	10	13	13
中学校	1	2	3	2	6
合計	10	13	13	15	19

資料:久万高原町教育委員会(各年度5月1日)

特別支援学校の在籍者数の推移

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼児部	0	0	0	0	0
小学部	1	0	0	0	0
中学部	0	1	2	3	4
高等学部	2	3	2	1	2
合計	3	4	4	4	6

資料:久万高原町(各年度5月1日)

4 特別児童扶養手当受給者数の推移

特別児童扶養手当受給者数の推移をみると、微増傾向にあり、令和2年度では20人となっています。

特別児童扶養手当受給者数の推移

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	15	14	16	18	20

資料:久万高原町(各年度4月1日現在)

4. アンケート調査結果からみえる現状

本計画の策定に向けて、市内の障がいのある人や家族が抱える課題や福祉ニーズ、施設利用者の状況把握をするために実施しました。

1 調査の概要

調査期間	令和2年7月6日（月）～令和2年7月31日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
配布件数	【障がい児アンケート】 市内に在住の障害者手帳所持者・特別児童扶養手当受給児童（18歳未満）の保護者：19件 【障がい者アンケート】 市内に在住の障害者手帳所持者・自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者・特定疾患医療受給者証所持者のうち18歳以上65歳未満の方及び障害福祉サービス久万高原町支給決定者で65歳以上の方：270件
回収件数	【障がい児アンケート】 10件（回収率：52.6%） 【障がい者アンケート】 166件（回収率：61.5%）

2 調査結果のまとめ

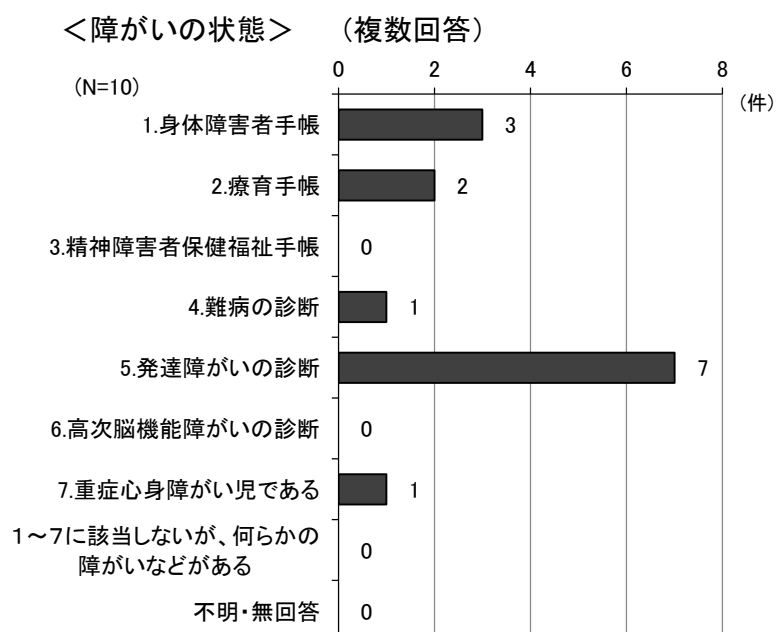
- ・図表中の「N」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

（1） 回答者の状況

【障がい児アンケート】

○お子さんの年齢についてみると、「15歳以上」が4件と最も多く、次いで「6歳未満」「6～11歳」が3件となっています。

○お子さんの障がいの状態についてみると、「5.発達障がいの診断」が7件と最も多く、次いで「1.身体障害者手帳」が3件、「2.療育手帳」が2件となっています。

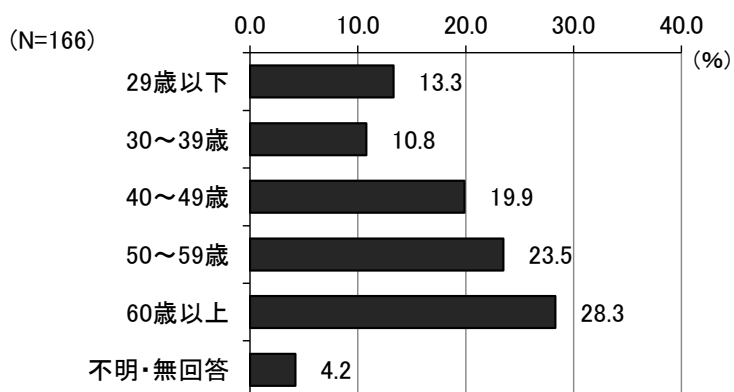


【障がい者アンケート】

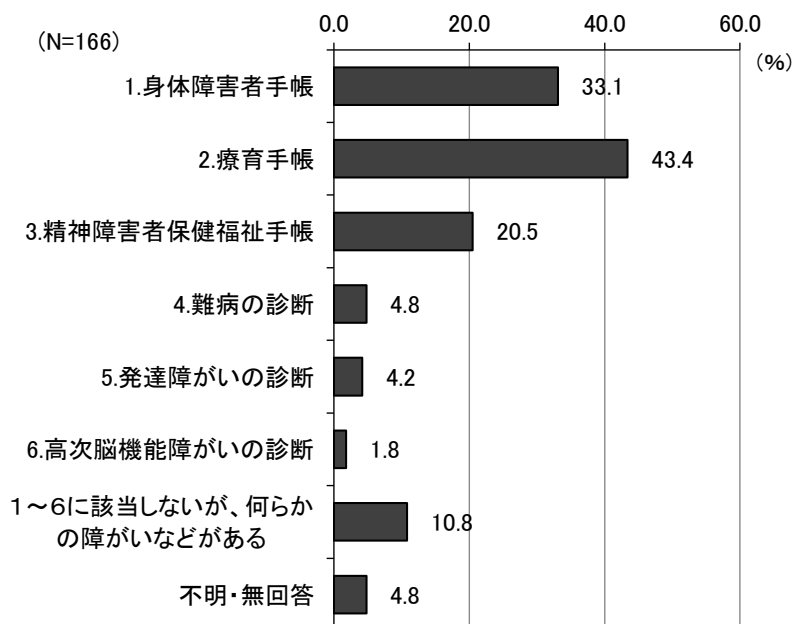
○年齢についてみると、「60歳以上」が28.3%と最も高く、次いで「50～59歳」が23.5%、「40～49歳」が19.9%となっています。

○障がいの状態についてみると、「2.療育手帳」が43.4%と最も高く、次いで「1.身体障害者手帳」が33.1%、「3.精神障害者保健福祉手帳」が20.5%となっています。

<年齢>



<障がいの状態> (複数回答)



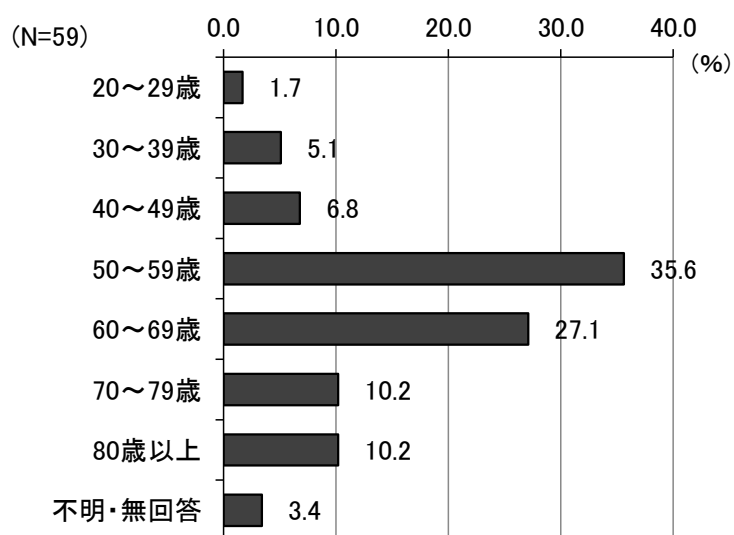
(2) 介助者（家族）の状況

【障がい者アンケート】

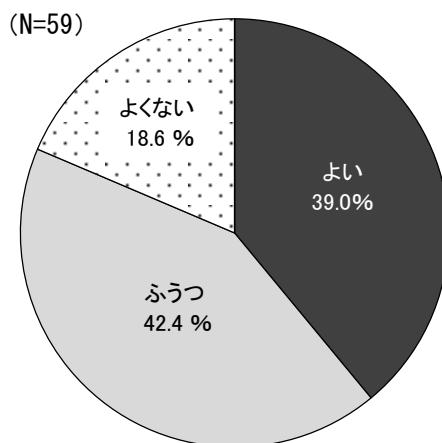
○支援してくれる家族で、主な方の年齢についてみると、「50～59 歳」が 35.6%と最も高く、次いで「60～69 歳」が 27.1%、「70～79 歳」「80 歳以上」が 10.2%となっています。また、健康状態についてみると、「ふつう」が 42.4%と最も高く、次いで「よい」が 39.0%、「よくない」が 18.6%となっています。

○介助者としての状況についてみると、『ある（「大いにある」と「多少ある」の合算）』が最も高いのは、「自分の健康について不安がある」となっており、次いで「医療費や交通費などの経済的負担が大きい」「将来の見通しがたてられない」となっています。

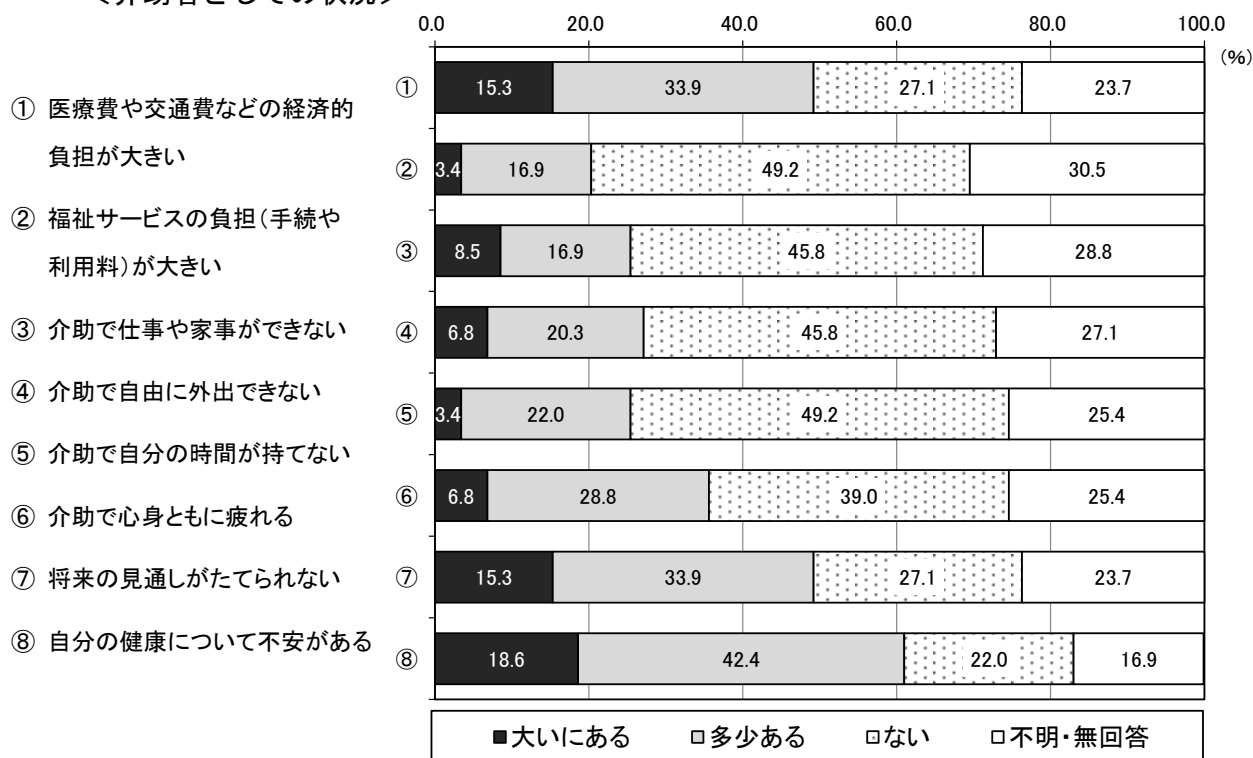
<介助者（家族）の年齢>



<介助者（家族）の健康状態>



＜介助者としての状況＞

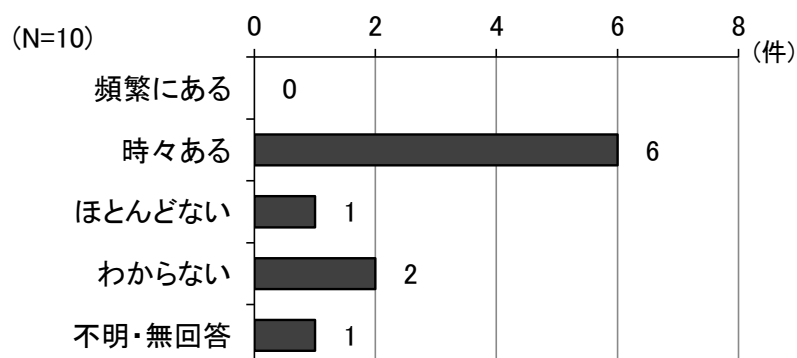


(3) 障がいへの理解について

【障がい児アンケート】

○発達に課題があるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがあるかどうかについてみると、「時々ある」が6件と最も多く、次いで「わからない」が2件、「ほとんどない」が1件となっています。

＜差別・偏見を受けたことがありますか＞



＜偏見や差別を受けた場面＞

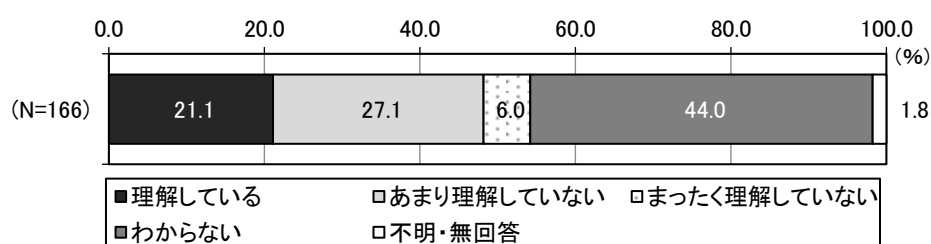
「学校などでの人とのつきあい」 5件
「地域の行事や集まり」 3件

【障がい者アンケート】

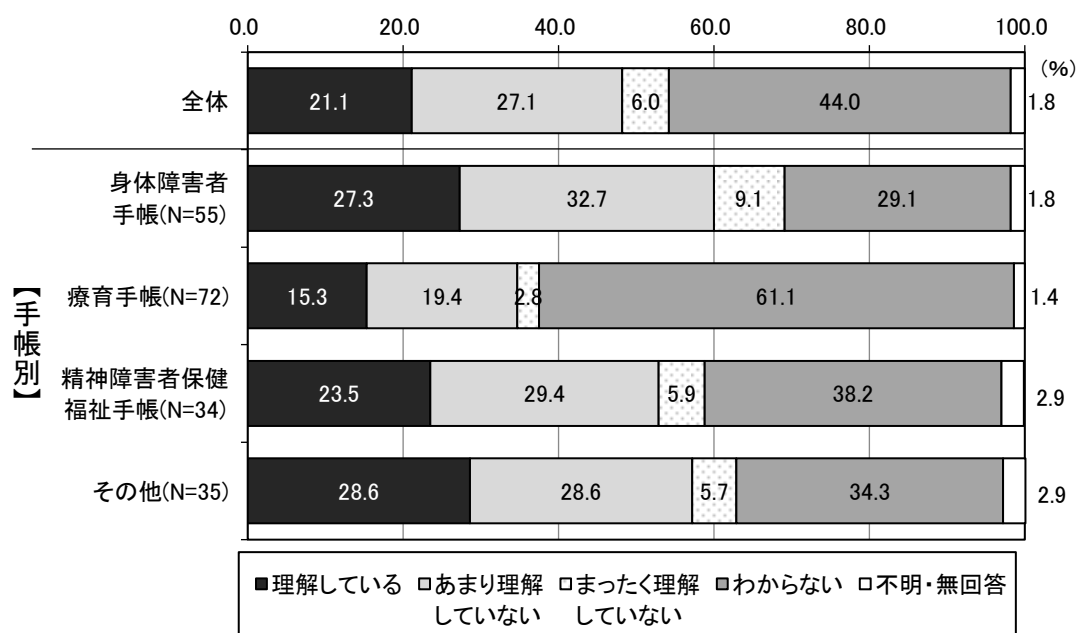
○地域の人への障がいに対する理解について、どのように感じているかについてみると、「わからない」が44.0%と最も高く、次いで「あまり理解していない」が27.1%、「理解している」が21.1%となっています。

○障がいがあることで差別・偏見を受けたことがあるかについてみると、「ほとんどない」が48.2%と最も高く、次いで「少しある」が25.3%、「ある」が18.1%となっています。手帳別にみると、『精神障害者保健福祉手帳』では「ある」が29.4%と他より高くなっています。

<地域の人への障がいに対する理解>



<障がいがあることで差別・偏見を受けたことがありますか>



<偏見や差別を受けた場面>※上位3位抜粋

「仕事や収入」30.6%

「公共の場での人の視線」25.0%、

「隣近所とのつきあい」「店などでの対応や態度」22.2%

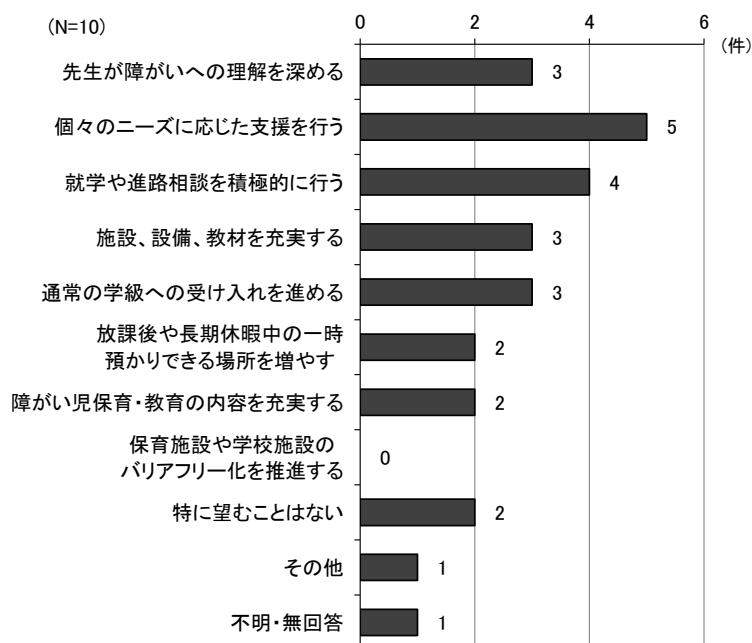
(4) 教育・療育について

【障がい児アンケート】

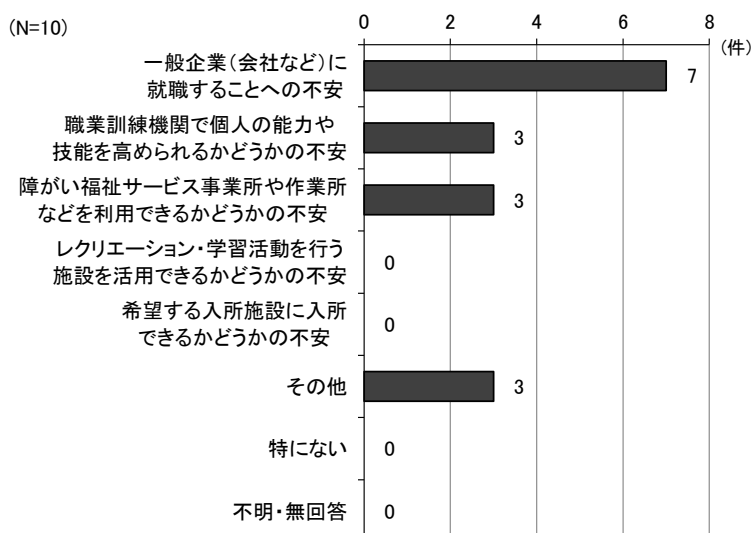
○お子さんの進学先に希望することについてみると、「個々のニーズに応じた支援を行う」が5件と最も多く、次いで「就学や進路相談を積極的に行う」が4件、「先生が障がいへの理解を深める」「施設、設備、教材を充実する」「通常の学級への受け入れを進める」が3件となっています。

○お子さんの学校教育終了後の進路を考えるにあたって、どのような不安をお持ちかについてみると、「一般企業（会社など）に就職することへの不安」が7件と最も多く、次いで「職業訓練機関で個人の能力や技能を高められるかどうかの不安」「障がい福祉サービス事業所や作業所などを利用できるかどうかの不安」が3件となっています。

<進学先への希望> (複数回答)



<学校卒業後の進路への不安> (複数回答)



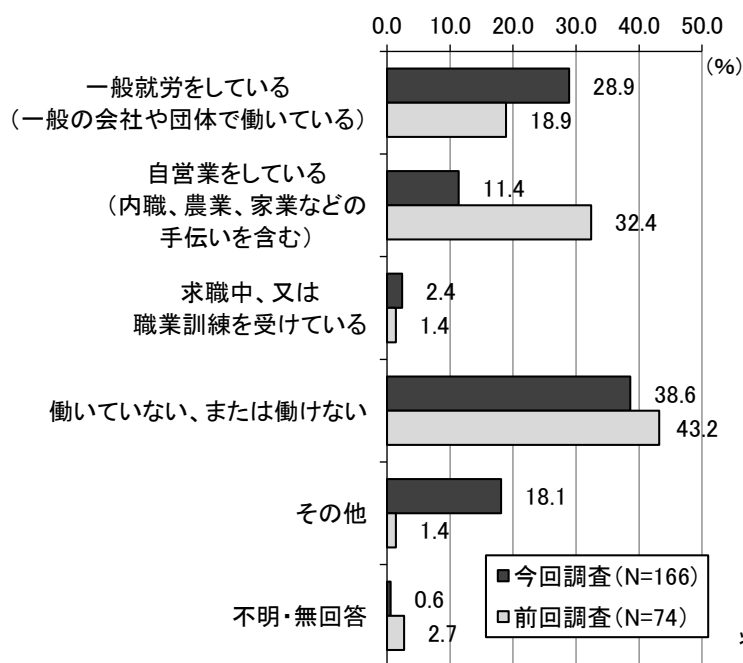
(5) 雇用・就労について

【障がい者アンケート】

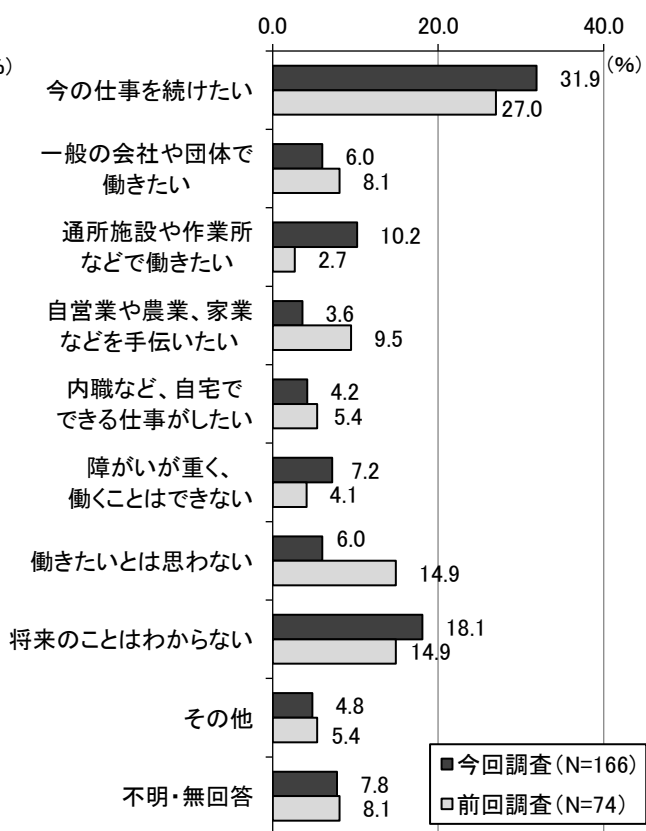
○現在の就労状況についてみると、「働いていない、または働けない」が38.6%と最も高く、次いで「一般就労をしている（一般の会社や団体で働いている）」が28.9%、「自営業をしている（内職、農業、家業などの手伝いを含む）」が11.4%となっています。また、前回調査（平成29年）と比較すると、「一般就労をしている（一般の会社や団体で働いている）」の割合が10ポイント増加しています。

○今後どのような形で働きたいかについてみると、「今の仕事を続けたい」が31.9%と最も高く、次いで「将来のことはわからない」が18.1%、「通所施設や作業所などで働きたい」が10.2%となっています。また、前回調査（平成29年）と比較すると、「今の仕事を続けたい」「通所施設や作業所などで働きたい」の割合が増加しています。

<現在の就労状況>



<今後の就労について>



■その他内訳（*2件以上抜粋）

回答	件数
就労継続支援B型	15
作業所	3
施設	2

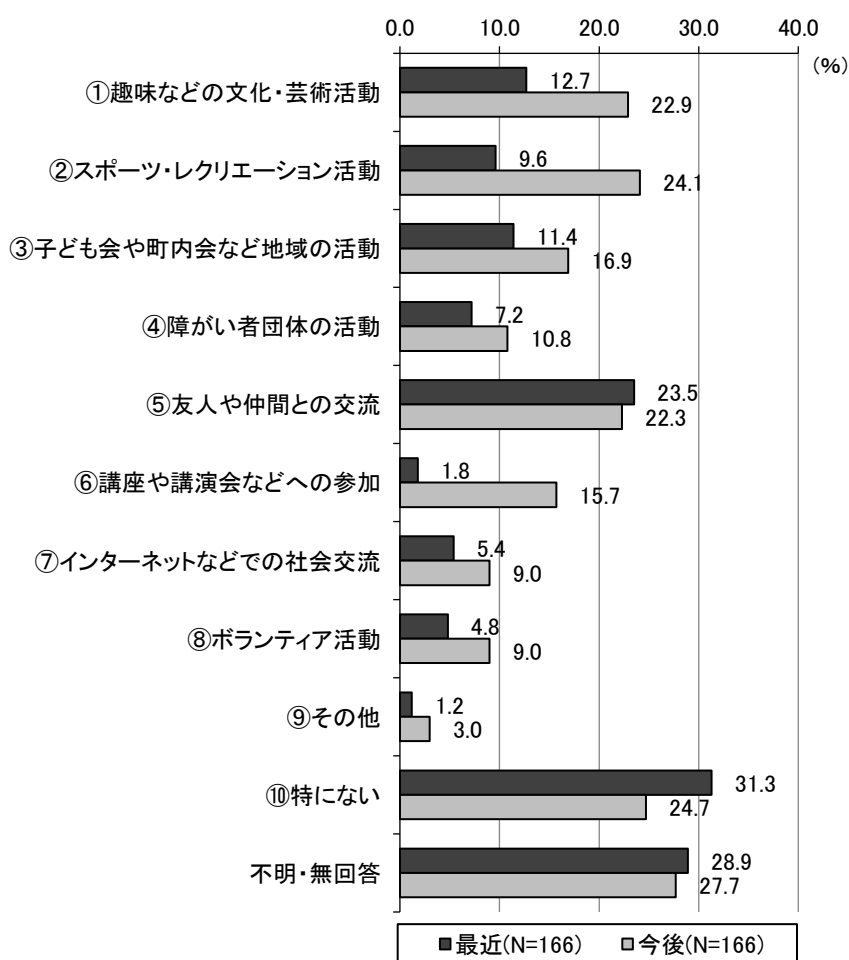
(6) 社会参加について

【障がい者アンケート】

○最近3ヶ月間に行った社会参加についてみると、「⑩特にない」が31.3%と最も高く、次いで「⑤友人や仲間との交流」が23.5%、「①趣味などの文化・芸術活動」が12.7%となっています。（「不明・無回答」を除く）

○今後したい社会参加についてみると、「⑩特にない」が24.7%と最も高く、次いで「②スポーツ・レクリエーション活動」が24.1%、「①趣味などの文化・芸術活動」が22.9%となっています。（「不明・無回答」を除く）

＜最近3ヶ月で行った社会参加／今後したい社会参加＞（複数回答）



＜上記のような活動を行う場合、問題となること＞※上位3位抜粋

「健康や体力に自信がない」31.9%

「気軽にできる活動が少ない」／「どのような活動が行われているか知らない」25.9%

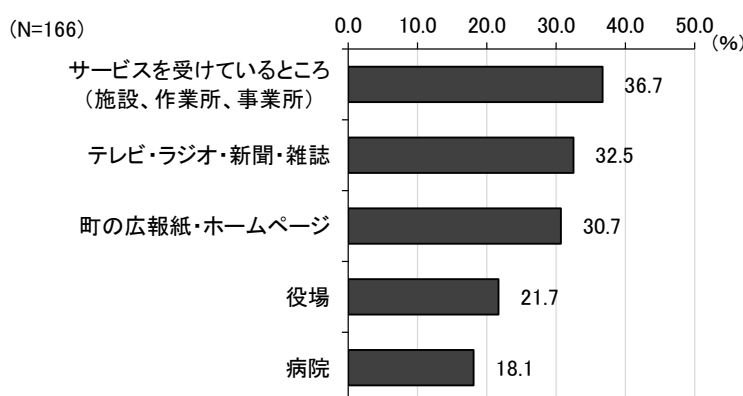
「移動が大変」「活動したくなるようなものがない」21.7%

(7) 生活支援について

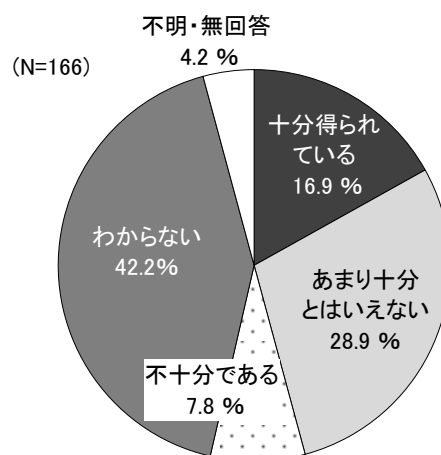
【障がい者アンケート】

- 福祉に関する情報の取得先についてみると、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が 36.7%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が 32.5%、「町の広報紙・ホームページ」が 30.7%となっています。
- 必要な情報を十分に得ていると感じているかについてみると、「わからない」が 42.2%と最も高く、次いで「あまり十分とはいえない」が 28.9%、「十分得られている」が 16.9%となっています。

＜福祉に関する情報の取得先（上位5位抜粋）＞
（複数回答）



＜情報取得の満足度＞



【障がい者アンケート】

- 現在利用しているサービスについてみると、「就労継続支援B型（非雇用型）」が 38 件と最も多く、次いで「計画相談支援」が 32 件、「生活介護」が 26 件となっています。
- 今後（概ね2～3年以内）利用したいサービスについてみると、「就労継続支援B型（非雇用型）」「共同生活援助（グループホーム）」「計画相談支援」が 27 件と最も多く、次いで「生活介護」が 22 件、「成年後見制度利用支援」が 20 件となっています。

＜現在利用中のサービス／今後利用したいサービス（上位5位抜粋）＞ （複数回答）

現在利用中のサービス (N=166)	件数
就労継続支援B型(非雇用型)	38
計画相談支援	32
生活介護	26
共同生活援助(グループホーム)	23
居宅介護(ホームヘルプ)	18

今後利用したいサービス (N=166)	件数
就労継続支援B型(非雇用型)	27
共同生活援助(グループホーム)	27
計画相談支援	27
生活介護	22
成年後見制度利用支援	20

(8) 生活環境について

【障がい者アンケート】

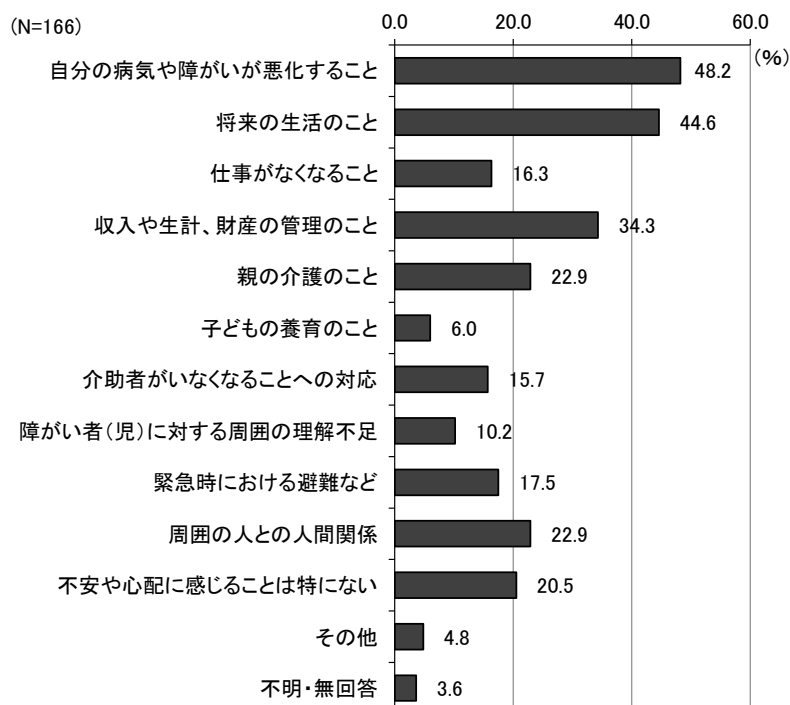
○近い将来（およそ3年後）のお住まいの希望についてみると、「家族や親族と暮らしたい」が43.4%と最も高く、次いで「グループホーム・障がい者入所施設で暮らしたい」が22.3%、「わからない」が16.3%となっています。手帳別にみると、『療育手帳』では「グループホーム・障がい者入所施設で暮らしたい」が37.5%と最も高くなっています。

○現在または将来、不安や心配に感じていることについてみると、「自分の病気や障がいが悪化すること」が48.2%と最も高く、次いで「将来の生活のこと」が44.6%、「収入や生計、財産の管理のこと」が34.3%となっています。

<住まいの希望（手帳別）>

		問12 近い将来（およそ3年後）のお住まいの希望について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。						
		合計	一人で暮らしたい	家族や親族と暮らしたい	グループホーム・障がい者入所施設で暮らしたい	わからない	その他	不明・無回答
上段:件数 下段:%								
全体		166 100.0	18 10.8	72 43.4	37 22.3	27 16.3	6 3.6	6 3.6
手帳別	身体障害者手帳	55 100.0	8 14.5	28 50.9	9 16.4	9 16.4	1 1.8	— —
	療育手帳	72 100.0	5 6.9	26 36.1	27 37.5	8 11.1	3 4.2	3 4.2
	精神障害者保健福祉手帳	34 100.0	7 20.6	14 41.2	4 11.8	6 17.6	2 5.9	1 2.9
	その他	35 100.0	3 8.6	18 51.4	7 20.0	3 8.6	3 8.6	1 2.9

<不安や心配に感じていること> （複数回答）



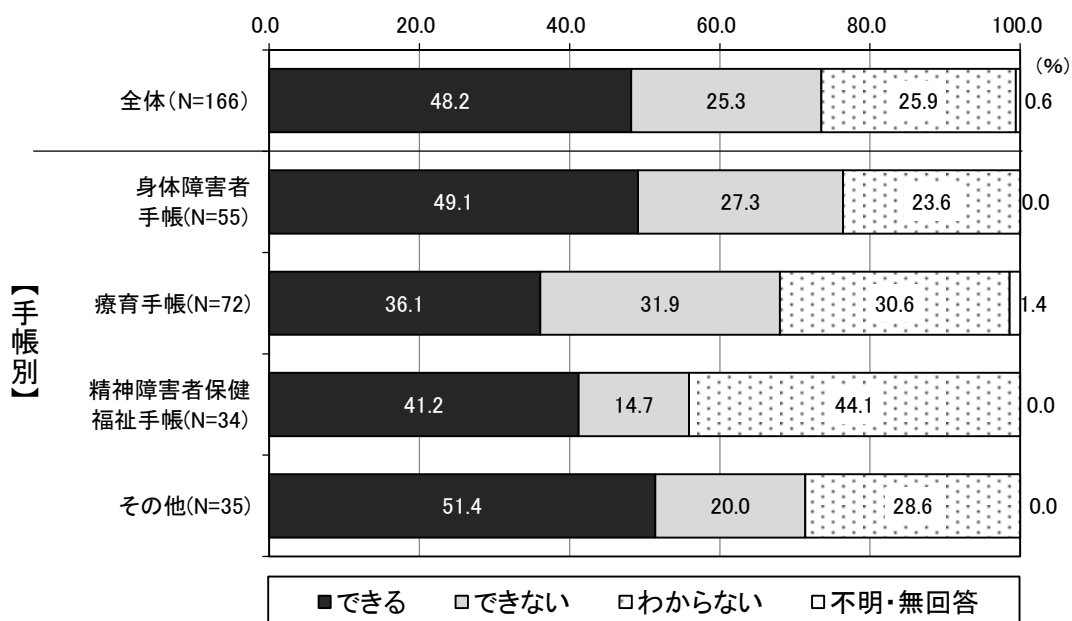
【障がい者アンケート】

○火事や地震などの災害時に、一人で避難できるかについてみると、「できる」が48.2%と最も高く、次いで「わからない」が25.9%、「できない」が25.3%となっています。

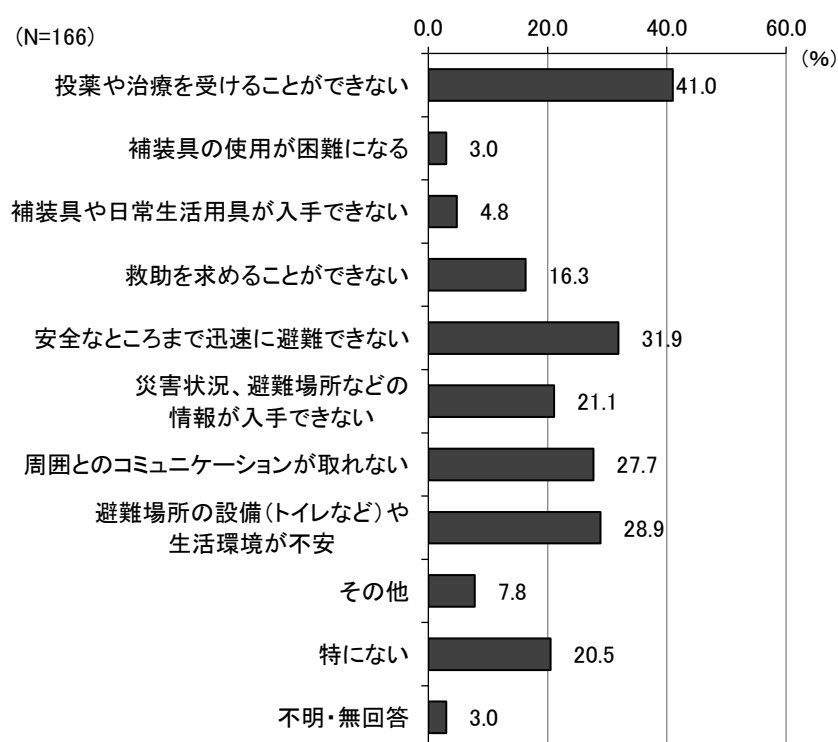
○手帳別にみると、『療育手帳』では「できる」が4割未満と他より低くなっています。

○災害時に困ることについてみると、「投薬や治療を受けることができない」が41.0%と最も高く、次いで「安全なところまで迅速に避難できない」が31.9%、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が28.9%となっています。

＜災害時に一人で避難できるかどうか（手帳別）＞



＜災害時に困ること＞（複数回答）



5. 事業所・団体調査結果からみえる現状

本計画の策定に向けて、町内の関係団体・事業所における課題や取り組みの状況把握のために実施しました。

1 調査の概要

調査期間	令和2年7月20日（月）～令和2年8月14日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
配布件数	【事業所アンケート】 町内の障がい福祉サービス提供事業所：6件 【団体アンケート】 町内の障がい者関係団体：8件
回収件数	【事業所アンケート】5件（回収率：83.3%） 【団体アンケート】7件（回収率：87.5%）

2 調査結果

（1） 運営及び活動における課題

【事業所アンケート】

○円滑な事業運営を進めていくうえで、問題を感じることにしてみると、「職員の確保が難しい」「利用者の確保が難しい」が3件と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が2件となっています。「その他」では、財政面での課題が2件となっています。

【団体アンケート】

○現在の活動の充実を図るために課題と考えることはあるかについてみると、「新規メンバーの加入が少ない」が4件と最も多く、次いで「役員のなり手が少ない」「情報発信する場や機会が乏しい」が2件となっています。

(2) 町内で不足しているサービスや支援について

【事業所アンケート】

不足していると感じるサービス・支援	理由など
日・祝等の通所施設が休みの時、日中一時支援のサービスがない	職員の確保と場所の確保が難しい。
町内外への医療受診（同行受診）への支援	町内外で病院の受診を行う際の送迎や受診同行でスムーズに連携を行い、疾患の悪化予防を行うことができる。 当事者は公共交通機関での移動は行えるが、乗り換えや複雑な受付を行うことが困難で、病院内では通院介助のサービスの利用はできるが受診は単独で医師の話を聞かれ、上手く主治医に伝えることも難しい場合がある。受診送迎や同行を一連としたサービスを確保してほしい。
久万高原町にサービスを提供できる事業所が一つしかない	現在、サービスを提供できる事業所。 指定障害者居宅介護支援事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）。
就労継続支援 A 型事業所	利用してみたいといわれる方はいるが、実際に続けて利用できる方が少ないのではと感じる。

(3) 相談体制やサービスの提供体制において、今後必要な取り組みについて

【事業所アンケート】

役場、相談支援事業所等とつながりのある人は情報があるが、ひきこもりなど外部との交流がなくなっている、特に若い人についてはとても心配。積極的に民生委員等各関係機関と連携し、早期に何らかのつながりを持ちたい。それがいろいろな人を知る第一歩になるのではないと思う。
医療や関係機関との連携を行っていくことの必要性を強く感じている。症状把握等を共有し、個々の状態に合わせて速やかに対応できる相談員の人材確保をお願いしたい。事業所のみでの対応だけでは困難な事例が多くなっている。
ひきこもりの人の一人ひとりへの計画的支援、訪問が必要だと思う。
ヘルパーの人員不足、高齢化。
研修の情報等、事業所に案内がない研修もあるので情報をいただきたい。

(4) 障がい者施策で重点的に取り組むべきことについて

【団体アンケート】

取り組み分野	取り組みを進めていくために必要なこと
労働・雇用の支援	障がい者に理解のある職場を増やし、雇用者には病気の理解をしっかりとさせていただくこと。
卒業後の支援	町外に出たい方にもしっかりと支援。
総合的な相談体制の充実	・生涯にわたって相談や支援が継続してできる体制整備が必要。 ・ワンストップでの相談者の負担軽減。関係機関の情報共有。
道路や建物等のバリアフリー化	・国道 33 号線沿い（旧久万町）の歩道整備（車いすでも安全に走行できるように）。 ・町有施設のバリアフリー化を進めるとともに、民間の施設へのバリアフリーに対する助成。
社会参加の場の充実	地元で住みたい方も多く、そのためには本人が孤立しない、させないつながりが欲しい。
住まいの場の確保	障がい者の保護者が高齢化していて、自身がいなくなった後の生活基盤についての悩みが多い。
外出支援	町外の病院受診等の送迎サービスが必要。
在宅生活を支援する福祉サービス	・高齢の親亡き後、一人でも在宅生活が継続できる多様な支援が必要。 ・在宅の方も多く、周りの目も行き届かない方への支援、声かけ、見守りが必要。
障がいに対する理解	行政等があらゆる人権について学ぶ取り組みを率先することで広がる。

6. 課題のまとめ

テーマ1 地域共生社会の実現に向けた支え合い

調査結果など

【アンケート調査】

- ・ 5～10 年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は「改善されている」と約半数の回答がありました。一方で、「仕事や収入」「公共の場での人の視線」などの場面で差別・偏見を受けたことがあるとの回答も 4 割近くあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者ではその割合が高くなっています。
- ・ 火事や地震などの災害時に、一人で避難「できない」と答えた方が 25%となっており、4 人に 1 人は一人で避難することが困難な状況です。また、災害発生時に困ったことや心配なことでは、「避難場所がわからない」「避難場所まで安全に移動できる手段の確保」「避難できたとしても避難場所での周囲の人との避難生活に不安を感じる」との意見がありました。

町の取り組み

【福祉教育の推進】

- ・ 小中学校の総合学習等の一環として、町内の社会福祉施設等を訪問するなど福祉体験学習の充実を図っています。また、人権教育や道徳などの学習において障がいのある人への配慮や理解の推進を図っています。

【心のバリアフリーの促進】

- ・ 「障がいを理解しつながろう」というテーマで、地域で見守り活動を進めるための講演会を実施したほか、広報誌やパンフレット等を活用し、障がいに関する情報提供や広報活動を通じた心のバリアフリーの促進を図っています。

【防災対策の充実】

- ・ 避難行動要支援者名簿等を活用し、災害時に支援が必要な人の情報の把握をしています。が、個々の状況に応じた個別計画については整備を進める必要があります。また、障がいのある人が利用する施設等における避難計画の作成を進めています。

課題

- 地域共生社会の実現には、これまでの「支援する」「支援される」という考え方ではなく、それぞれができることに取り組み、支え合って地域の中で生きがいを持って暮らしていくことが不可欠になります。
- アンケートでは、地域の人々の障がい者に対する理解は一定程度進んでいるものの、差別や偏見などを感じた経験がある人もいることから、引き続き障がいへの理解促進や合理的配慮の提供について啓発を行っていく必要があります。
- 災害等の緊急時には、地域住民同士での支え合いが重要となり、障がいのある人が取り残されることのない防災体制の充実に向けた仕組みづくりが重要です。

テーマ2

多様なニーズに対応する総合的な相談支援

調査結果など

【アンケート調査】

- ・ 現在または将来、不安や心配に感じていることでは「自分の病気や障がいが悪化すること」や「将来の生活のこと」が高くなっています。
- ・ 地域で生活するうえで必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が最も高く、「相談対応などの充実」「就労に向けた支援」の順で続いています。
- ・ 障がい福祉サービスを利用しやすくするため必要なこととして、「どのようなサービスや福祉制度があるのか情報が得られやすくなること」に次いで「本人や家族が相談できる場所があること」が上位となっています。
- ・ 障がい児の保護者アンケートでは、相談機関に期待することとして、専門的な知識を持ったスタッフがいることや相談内容についての秘密が守られていることへの回答が多くなっています。

【事業所・団体調査】

- ・ 相談支援体制の充実に向けて、関係機関同士の連携強化により、支援が必要な人の把握につなげることや一つの事業所では対応が難しい困難事例への対応が必要との意見があげられています。

町の取り組み

【相談支援体制づくり】

- ・ 広報誌への障がい福祉に関する情報の掲載や、町の様々な情報をより手軽に入手できるよう、平成30年度末に町公式スマートフォン専用アプリをリリースするなど、情報アクセシビリティの向上を図っています。
- ・ 地域包括支援センター、障害者相談支援センターにおいて属性を問わない包括的な相談支援体制の構築を進めています。

【障がいの早期発見・療育体制の充実】

- ・ 発達の気になる児や育児不安のある人への発達の確認や育児相談を行っています。また、療育機関やフォロー児教室につなげることで保護者への支援や不安解消に努めるほか、5歳児健診を導入し、早期から教育機関も含めた切れ目のない相談体制の強化を図っています。

課題

- 障がい者福祉・児童福祉・高齢者福祉などが一体となった分野横断的支援の重要性が示されており、多様化・複雑化するニーズを「丸ごと」受け止められる体制の構築が求められています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあるほか、身体障害者手帳所持者の8割が高齢者となっており、支援する家族の高齢化も進んでいることから、今後も支援の必要な人が増加することが予測されます。

テーマ3 自立や社会参加に向けた支援

調査結果など

【アンケート調査】

- ・最近3ヶ月間に行った社会参加では、「特にない」が約3割と最も高く、次いで「友人や仲間との交流」「趣味などの文化・芸術活動」が続いています。また、今後したい社会参加では、「特にない」が約2割と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」、「趣味などの文化・芸術活動」と続いています。
- ・現在の就労状況では「働いていない、または働けない」が約4割と最も高く、次いで「一般就労をしている（一般の会社や団体で働いている）」が約3割となっており、前回調査（平成29年）よりも「一般就労をしている（一般の会社や団体で働いている）」の割合が10ポイント増加しています。
- ・障がいがあっても働きやすくなるために必要なことでは、「短時間勤務や勤務日数配慮等、障がいに応じた働き方ができること」が最も高く、次いで「職場で差別や偏見がないこと」となっており、柔軟な働き方の選択ができることや職場における障がいへの理解促進が求められています。
- ・今後（概ね2～3年以内）利用したいサービスでは「就労継続支援B型（非雇用型）」「共同生活援助（グループホーム）」「計画相談支援」が最も多く、次いで「生活介護」、「成年後見制度利用支援」が続いています。

町の取り組み

【啓発の推進と雇用の促進】

- ・障害者地域総合支援協議会の就労支援部会において、就労相談を実施し、就労を希望する障がいのある人に対して個別の支援を実施しました。

【スポーツ・文化活動等の振興】

- ・生涯学習講演会や文化祭、図書館イベント等を開催し、各施設ともに心のバリアフリーに努めています。また、文化施設等のバリアフリー化に努めることで、幅広い学びの場の提供につなげています。
- ・各種団体や地区公民館と連携し、子どもからお年寄りまで参加できるスポーツイベントを実施しています。

【サービスの質の向上等】

- ・サービスの内容、支給決定の仕組みや手続き等に関する周知を図るため、広報誌などの多様な媒体、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供を行っています。

課題

- 障がい者がその意思に基づき、可能な限り地域の中で安心して自立した生活を送るためには、日常生活における支援が不可欠となります。
- 自立した生活を送るためには、本人に適した形で就労ができるようにサポートをしていくことが重要になります。
- 障がい特性や希望に応じた社会参加を促すためには、ソフト・ハード双方のバリアフリーが重要となっています。

テーマ4 「親亡き後」を見据え安心して暮らせる地域づくり

調査結果など

【アンケート調査】

- ・近い将来（およそ3年後）の住まいの希望では、「家族や親族と暮らしたい」が約4割と最も高く、次いで「グループホーム・障がい者入所施設で暮らしたい」が約2割と続いています。また、療育手帳所持者では「グループホーム・障がい者入所施設で暮らしたい」が4割近くとなっています。
- ・主な介助者が家族の場合、介助者としての状況では、「自分の健康について不安がある」が約6割、「医療費や交通費などの経済的負担が大きい」「将来の見通しがたてられない」が約5割となっています。
- ・成年後見制度の認知度では、「名称も内容も知っている」が約2割となっている一方で、「名称も内容も知らない」が約5割となっています。

【事業所・団体調査】

- ・住まいの場については、障がい者の保護者が高齢化していて、自身がなくなった後の生活基盤についての悩みが多く、親亡き後一人でも在宅生活が継続できる多様な支援が必要との意見がありました。

町の取り組み

【在宅生活支援の推進】

- ・障害者地域総合支援協議会の暮らし支援部会において、地域生活支援拠点の本町としての実施方法を協議しており、親亡き後を見据えた「緊急時の相談」として基幹相談支援センター、「緊急時の受け入れ場所」として町内の短期入所事業所、「将来のため体験の機会」として町内の就労継続支援B型事業所や短期入所事業所の利用等、それぞれの役割をそれぞれが果たす面的整備型として設置を検討し、それらを住民にわかりやすく示す方法について現在検討しています。
- ・障害者相談支援事業を委託事業として2法人3事業所へ委託し、障がい福祉サービスにつながる前の相談や当事者によるピアサポート支援を充実させ、地域の相談の窓口を広げています。

【生活の場の確保】

- ・平成27年度より愛媛県障害児（者）施設等施設整備費補助金の交付対象とならなかった場合に、補助金を交付する久万高原町障害者施設整備・備品購入費補助金交付要綱を定めています。

課題

- 障がいのある人が将来にわたって身近な地域で希望する暮らしを続けることができるように、親亡き後まで見据えた生活支援の提供が求められます。
- 障がいのある人が安心して生活できる場を提供するため、利用者のニーズや施設の意向を尊重しながら、グループホームを含めた生活基盤の整理や地域生活支援拠点等の機能強化に取り組む必要があります。
- 自分が亡くなった後の障がいのある人の介助等に不安を抱える保護者も多く、成年後見制度の利用促進等、家族への啓発を進めることも重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な理念・目標

本町では、第2次久万高原町総合計画の基本構想において、『ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち ～ 地域が手を取りあい まちを次代へ ～』というまちづくりの将来像を掲げ、この将来像に向けて、地域同士・住民同士の連携したまちづくりの下、人口減少・少子高齢化が深刻化する厳しい時代を乗り切る新たな自治体制づくりに取り組んでいます。

また、第2次久万高原町地域福祉計画では、『ひと・まち・暮らしがつながり、輝く 久万高原町』を基本理念とし、支え合い、ふれあうことができるまちを築くとともに、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざしています。

近年、障がいのある人は日常生活における様々な課題や悩みを複合的に抱えるようになっており、きめ細やかな配慮が求められています。また、社会のあらゆる場面で、差別の解消に向けた社会的障壁を取り除いていくことが重要となっています。すべての住民がかけがえない個人として尊重され、いきいきと輝いて暮らせる『共生のまち』の実現に向けて、3つの基本理念（①この計画はみんなで進めます、②支援制度・サービスの充実に努めます、③「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします）の下、各種施策や取り組みを進めていきます。

めざすべき

将 来 像

だれもがいきいきと輝いて暮らせる

“共生のまち” 久万高原町

基 本 理 念

- この計画はみんなで進めます
- 支援制度・サービスの充実に努めます
- 「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします

2. 基本的な視点

視点1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障がいのある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支え合って生きていく共生社会の実現に向けて、取り組みを進める必要があります。そのために、障がいに関する理解の普及や交流を促進するとともに、地域に住む様々な人々が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

視点2 分野横断的な相談支援体制づくり

障がいのある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援体制の充実に取り組みます。

さらに、障がい福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

視点3 多様な社会参加の基盤づくり

障がいのある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるよう、障がいのある人の社会的・経済的自立を進め、多様な働き方のニーズに対応した雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを推進します。

また、自分らしい暮らしの実現に向けて、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等の社会活動や余暇活動への支援を行います。

視点4 障がいのある人のニーズに対応した住まいの確保

障がいのある人の高齢化や一緒に生活している家族の高齢化が進む中、障がいのある人が孤立することのないように早い段階から支援を行い、地域で安心して暮らせるように、生活の場の確保を進めるとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実と一人ひとりの状況に応じたきめ細かな生活支援を提供します。

3. 施策の体系

将来像	
だれもがいきいきと輝いて暮らせる “共生のまち”久万高原町	
基本理念	
・この計画はみんなで進めます	・支援制度・サービスの充実に努めます
・「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします	
基本的な視点	
①お互いに思いやる、共生社会のまちづくり	②分野横断的な相談支援体制づくり
③多様な社会参加の基盤づくり	④障がいのある人のニーズに対応した住まいの確保

施 策	施策の方向性
1. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 広報・啓発活動の推進
	(2) 地域福祉教育の推進
	(3) 地域共生社会の推進
	(4) 権利擁護の推進
2. 保健・医療の充実	(1) 障がいの原因となる疾病の予防
	(2) 精神保健福祉施策の推進
	(3) 保健・医療体制の充実
3. 切れ目のない療育・教育の振興	(1) 障がいの早期発見・早期療育
	(2) 障がいのある児童への教育の充実
	(3) 子育て支援の充実
4. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 就労に向けた地域における理解と環境づくり
	(2) 継続的な就労支援と相談機能の充実
	(3) 福祉的就労の推進
5. 芸術文化活動・スポーツ等の振興	(1) 芸術文化活動の推進
	(2) スポーツ・レクリエーション等の推進
	(3) 生涯学習の充実
6. 自立に向けた生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
	(2) 福祉サービスの充実
	(3) 生活の場の確保
	(4) 情報バリアフリー・意思疎通支援の充実
7. 生活環境の整備	(1) 障がい者にやさしいまちづくり
	(2) 移動・交通対策の推進
	(3) 防犯・防災対策の充実

第4章 施策の展開

1. 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- 国では、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障がいの有無に関わらず共生できる社会をめざすために、差別の禁止や合理的な配慮の提供が求められています。一方で、アンケート調査において、「障害者差別解消法」について「知っている」の割合は 2 割強となっており、認知度は低い現状にあります。
- 本町では総合学習等の一環として、町内の社会福祉施設等を訪問するなどの福祉体験学習の充実を図るほか、人権教育や道徳などの学習において障がいのある人への配慮や理解の推進を図っています。
- 引き続き、講演会や広報活動の機会を通じて、障がいのある人の社会復帰や自立・社会参加に対する地域の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていく必要があります。
- 成年後見制度の利用促進に向けては、平成 30 年度に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和 2 年 4 月に成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置しました。

1 広報・啓発活動の推進

施策の方向性

様々な広報媒体やイベント等を活用し、障がいや障がいのある人への理解に向けた啓発を行います。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	広報誌等を通じた理解の普及・啓発の推進	・ 広報誌やパンフレット、インターネットのホームページなどを活用し、障がいに関する情報提供、啓発に努めます。 ・ 講演会や広報活動を通じて、障がいのある人の社会復帰や自立・社会参加に対する地域の人々の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。	保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班)
2	障害者週間やイベント開催時における啓発活動の推進	・ 障がい者団体等と連携し、各種イベント開催時における障がい福祉をテーマとした啓発活動を推進します。	保健福祉課 (社会福祉班)

No.	事業名	内容	担当課・班
3	障がいのある人による主体的な情報発信の支援	・ 情報媒体の活用や各種イベント・街頭啓発活動等を通じて、障がいのある人自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	障がい者に対する住民理解の促進	・ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の周知を行います。 ・ ヘルプカードやヘルプマークの周知を図ることで、見た目ではわからない障がいの存在や配慮の必要性について周知を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)

2 地域福祉教育の推進

施策の方向性

家庭や学校において、障がいのある人への理解を育む福祉教育を推進し、障がいのある人との地域における共生に向けて、障がいに関する正しい知識の普及を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	認定こども園・幼稚園、小・中学校における福祉体験学習・人権教育の推進	・ 子どもたちが障がいのある人への理解を深められるよう、認定こども園・幼稚園、小・中学校における福祉体験学習や人権教育の推進、障がいのある人との交流機会の充実等に努めます。	教育委員会 (学校教育班) 保健福祉課 (社会福祉班)
2	地域における福祉教育の推進	・ 地域活動やイベントでの啓発活動、公民館における福祉講座の開催など、あらゆる年代の幅広い住民を対象とし、地域に根ざした福祉教育の推進に努めます。	教育委員会 (生涯学習班) 保健福祉課 (社会福祉班)

③ 地域共生社会の推進

施策の方向性

障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、ボランティア活動や障がい者団体などの活動への支援を通じて、地域における支え合い・助け合いを促進し、地域共生社会の実現をめざします。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	地域福祉活動の推進	・「久万高原町地域福祉計画」に基づき、地域における福祉活動の振興に努めます。 ・久万高原町社会福祉協議会が「第3次ともに輝く元気プラン～地域福祉活動計画～」に基づいて展開する各種取り組みの拡充・活性化や組織基盤の強化について、引き続き支援に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	見守り・助け合いの強化	・民生・児童委員等と連携し、障がいのある人の日常的な見守り・支援や緊急時の対応等が円滑に行えるよう、地域の見守り・助け合いの体制づくりを推進します。	保健福祉課 (社会福祉班)
3	ボランティアの育成と活動支援	・社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報提供や障がいのある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。 ・住民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めるため、社会福祉協議会や障がい者団体、ボランティア活動団体等によるネットワークづくりを進めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	障がい者関係団体等への活動の支援	・活動場所や情報の提供等を通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。 ・希望する人が加入できるように、当事者団体の活動を周知します。	保健福祉課 (社会福祉班)
5	地域交流の充実	・子どもや地域住民が、福祉の体験等を通して、福祉に対する意識や実践力を育んでいけるよう、地域や学校、職場等における自主的・継続的な学習・交流活動を促進します。	教育委員会 (学校教育班) 保健福祉課 (社会福祉班)

4 権利擁護の推進

施策の方向性

障がいのある人への不当な差別や社会的障壁がなくなるように率先して取り組む主体として、合理的配慮の提供や行政サービスの向上に努めるとともに、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	行政サービス等における合理的配慮の提供	・ 障害者差別解消法により、地方公共団体に義務づけられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取り組みを推進します。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	選挙における配慮	・ 高齢者や障がいのある人の特性に応じた情報提供等（点字や音声による選挙の案内等）を行います。また、投票所等施設の改善を図り、投票所等での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。	総務課 (選挙管理委員会)
3	成年後見制度の普及と利用支援	・ 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、様々な媒体を通じて成年後見制度について周知し普及に努めます。 ・ 必要な人が制度を利用できるように、社会福祉協議会に設置した中核機関（地域福祉権利擁護センター）を中心に、権利擁護支援の地域連携ネットワークのさらなる充実を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班) (長寿介護班)
4	日常生活自立支援事業の推進	・ 判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約を基に、福祉サービス利用援助や日常的な金銭の管理、書類等の預かり等を支援する日常生活自立支援事業の推進を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
5	虐待等の防止ネットワークの強化	・ 障がい者虐待の防止に関する広報、啓発活動を行います。 ・ 虐待防止対策連絡会議での関係機関との連携を図り、障がい者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応等、支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班) (長寿介護班) (保健推進班)

2. 保健・医療の充実

現状と課題

- 定期的な健康診査や健康に関する相談は、障がいの予防と重度化の防止につながります。アンケート調査では、現在または将来、不安や心配に感じていることでは「自分の病気や障がいが悪化すること」が最も高くなっており、障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、保健・医療機関との関わりが不可欠です。
- 各関係機関との連携により、障がいの早期発見・早期治療をはじめ、地域における医療体制やリハビリテーション体制、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制をめざす必要があります。
- 本町は、死因に占める心疾患・脳卒中の割合が高いことから、健診の受診勧奨、健診結果に基づいた生活改善指導、医療機関への受診勧奨など生活習慣病の発症・重症化予防に取り組んでいます。また、広報誌やホームページ、健康講座等における疾病の予防や治療方法等の正しい知識の普及・啓発のほか、ライフステージや特性に応じ健康相談を行っています。
- 精神保健社会復帰推進連絡会を定期的に開催し、精神障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、情報交換や事例検討、総合支援協議会への提案等を行っています。

1 障がいの原因となる疾病の予防

施策の方向性

障がいの予防と重度化の防止につなげるため、定期的な健康診査の受診促進や受診しやすい環境づくりに努めるとともに、身体への働きかけだけでなく、心の健康についても相談支援等の充実を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	各種健診の受診促進と各種検査・保健指導の実施	・ 障がい発生の大きな要因となる生活習慣病の予防と早期発見に向け、特定健診や各種がん検診の受診率向上のため、受診しやすい環境づくりに努めます。 ・ 検診結果に応じて、要医療、要指導者に対して、医療機関等への受診勧奨や生活習慣改善のための保健指導に努めます。	保健福祉課 (保健推進班)

No.	事業名	内容	担当課・班
2	障がいのある人に対する保健事業の充実	・保健師や栄養士等による訪問相談・指導、専門家による各種講座の実施など、障がいのある人の健康の保持・増進に向け、個々の状況に応じて適切な保健サービスを提供できるよう努めます。 ・各種健診を障がいのある人がより受診しやすくなるよう、曜日・時間・送迎等の条件整備を進めていきます。	保健福祉課 (保健推進班)
3	心の健康づくりの推進	・ストレスや悩み、心の病気について、気軽に相談できるよう、各種相談窓口の周知を図ります。 ・久万高原町自殺対策総合計画に基づき、住民への普及・啓発や自殺対策を支える人材育成、地域における自殺対策のネットワーク強化など、自殺対策事業を推進します。	保健福祉課 (保健推進班)

2 精神保健福祉施策の推進

施策の方向性

精神障がい者の社会的自立を促進していくため、精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発や、関係機関が連携し、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	・関係機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・早期治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、障がいのある人や家族に対して家庭訪問や相談等で支援に努めます。	保健福祉課 (保健推進班) (社会福祉班)
2	精神科医療体制の充実	・専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。 ・精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。	保健福祉課 (保健推進班) (社会福祉班)
3	依存症対策の実施	・アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する普及・啓発、相談機関及び医療機関の周知や当事者団体を通じた支援を行います。	保健福祉課 (保健推進班)

No.	事業名	内容	担当課・班
4	精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による精神保健社会復帰推進連絡会を活用し、課題の検討、情報共有を行います。	保健福祉課 (保健推進班) (社会福祉班)

策定委員会でのご意見等

精神障がい者の医療費への助成について、町独自で進められることも今後ぜひ検討してもらいたい。

3 保健・医療体制の充実

施策の方向性

難病患者や障がいのある人の高齢化等による重度化への対応を図るため、地域における保健・医療との連携強化を進め、障がいのある人が健康を維持し、必要な支援を受けられる保健・医療体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	保健・医療機関との連携強化	・多様な障がい特性への支援強化のため、保健・医療・リハビリテーション等の関係機関との連携を強化し、地域の保健・医療体制の充実を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班)
2	医療費の助成	・自立支援医療など、障がいの軽減、回復、治療等に要した費用について、国の自立支援給付や県の制度に準じて医療費を助成し、障がいのある人や家族の費用負担の軽減を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
3	難病患者への支援	・県保健所や福祉事務所、医療機関、介護関係機関等との連携を進め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。 ・難病患者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、日常生活用具の給付）による生活支援サービスを実施します。	保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班)

3. 切れ目のない療育・教育の振興

現状と課題

- 特に幼少期においては、乳幼児健診をはじめ、各種健診の機会を通じて障がいを早期に発見し、適切な療育につなげることが、障がいのある子どもの健やかな成長のために重要となります。
- 本町では産後早期の母子の状況を把握するため、医療機関と情報共有し、支援が必要な産婦や新生児への相談・支援を実施しています。さらに、1歳6か月、3歳、5歳の健診時において途切れることのないように子どもの成長発達を確認し、障がいや個々の特性の早期発見、発達支援、療育に向けた家族の支援に努めています。
- 障がい児の保護者アンケート調査では、お子さんの進学先に希望することとして、「個々のニーズに応じた支援を行う」や「就学や進路相談を積極的に行う」が高くなっています。
- 今後は、保健・医療・福祉の連携の下に、障がいの早期発見・発達支援から通園・通所、さらに教育へと切れ目のない継続的な支援が求められています。
- 本町では、障がいのある子どもがそれぞれの障がいの状況に応じた適切な療育と教育を受けられるよう、療育及び発達支援に関わる関係者による「特別支援連携協議会」を開催し、計画的な支援と関係機関の連携強化を図っています。

1 障がいの早期発見・早期療育

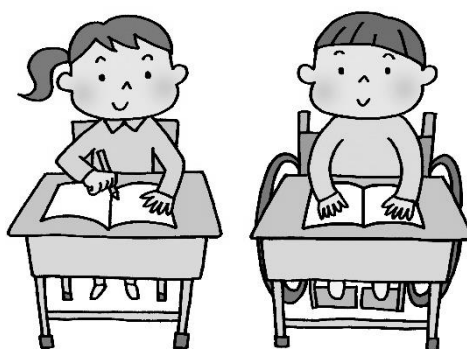
施策の方向性

障がいの早期発見・早期療育に向けて、母子保健対策や相談支援の充実に努めるとともに、ライフステージの移行に対応できる情報共有体制や療育支援体制の構築を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	乳幼児健診等の実施	・乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの成長発達上の課題を早期に発見し、フォロー体制を充実するなど、障がいの早期発見・早期療育の充実を図ります。	保健福祉課 (保健推進班)
2	5歳児健診の実施	・保健・教育が共同で実施する体制をとり連携することで、スムーズな就学が迎えられよう、また切れ目ない継続した支援を行っていきます。	保健福祉課 (保健推進班) 教育委員会 (学校教育班)

No.	事業名	内容	担当課・班
3	認定こども園・幼稚園、小・中学校における定期健康診断の実施	・身体的疾病の早期発見・早期治療を進めるため、認定こども園・幼稚園・学校における健康診断の実施に努めます。	教育委員会 (学校教育班) 保健福祉課 (社会福祉班)
4	育児相談等の実施	・乳幼児の健全育成をめざし、医療機関や療育機関と連携しながら、発達相談を行い、保護者や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。	保健福祉課 (保健推進班)
5	療育に関する相談支援体制の充実	・乳幼児期からの切れ目のない支援のため、特別支援連携協議会において、教育・保健・福祉の連携を継続します。また、教育支援計画やリレーファイルなどを活用し、療育や就学・就園等に関する相談支援体制の充実に努めます。 ・作業療法士・療育専門員・発達相談員による個別相談・指導の機会である保健事業の充実に引き続き努めます。 ・園・学校を巡回し、教育現場へのアドバイス等を行ったり情報共有をするなど連携を図ります。	教育委員会 (学校教育班) 保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班)



策定委員会でのご意見等

障害者地域総合支援協議会では、これまでも幼少期から就職（高校卒業）まで切れ目なく、子どもたちの連絡事項の連携について要望してきた。今後も「切れ目のない療育・教育の振興」の実現を希望する。

2 障がいのある児童への教育の充実

施策の方向性

一人ひとりの個性や特性に応じた教育の場や学習の機会を提供するとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、関係機関との連携の下、質の高い特別支援教育の充実を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	特別支援教育の実施体制の充実	・ 障がいのある子ども一人ひとりの状況や特性等に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、学校生活支援員の配置や教職員の指導力向上、設備・教材等の充実に努め、小・中学校における実施体制の確立に努めます。	教育委員会 (学校教育班)
2	関係機関の連携強化	・ 特別支援連携協議会の開催を通じて、教育・医療・保健・福祉・就労等の各分野が連携した児童生徒の支援に努めます。 ・ 個別の教育支援計画を作成し、認定こども園・幼稚園から小学校、中学校に至るまで、一体的な指導が行える体制を整備します。	教育委員会 (学校教育班) 保健福祉課 (保健推進班) (社会福祉班)
3	教員研修の充実	・ 障がいの重度・重複化、軽度発達障がいなど障がいの多様化に対応するため、心理相談員や巡回療育相談員による個別指導、教職員研修等の充実を図ります。	教育委員会 (学校教育班)
4	教育施設の整備・充実	・ 必要に応じてスロープなどの設置を行うなど、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。 ・ 障がいのある子どもの学習を支援するための機器・設備の整備など、教育環境の充実を図ります。	教育委員会 (学校教育班)
5	進路指導の充実	・ 学校見学や説明会の実施等を通じて本人や保護者への進路情報の提供に努めるとともに、中・軽度の障がいのある子どもの職業的な自立をめざし、中学校における進路指導の充実を図ります。	教育委員会 (学校教育班)

3 子育て支援の充実

施策の方向性

障がいのある子どもの自立や保護者への支援等のため、教育・保育・医療・福祉機関等の関連施策との整合を図りながら、子育て支援の提供を行います。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	相談支援体制の充実	・ 障がいのある子どもの状況や保護者の受容や理解の状況に合わせ、関係機関と連携した相談支援を提供します。	保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班)
2	障がい児保育の充実	・ 障がいのある子どもに対する保育需要の動向に応じて、認定こども園における保育士の加配を進めるとともに、職員理解を深めるための研修など、障がい児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
3	障がい児放課後支援の充実	・ 放課後に保護者が家庭にいない児童を対象とする放課後児童クラブ事業について、指導員を加配し、希望する障がいのある子どもの受け入れに努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	医療的ケアが必要な児童への支援体制整備	・ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するため、医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置や協議の場を活用した関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班)



4. 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

- 障がいのある人が社会参加し自立していくためには、障がいの特性に応じて就労できることが望まれます。
- 平成30年4月に改正障害者雇用促進法が施行され、障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が含まれるようになったほか、令和3年3月には、障がいのある人の法定雇用率がさらに引き上げられることで、障がい者雇用に向けた理解促進や具体的な取り組みが重要となっています。
- アンケート調査では、現在「一般就労」及び「自営業（内職、農業、家業などの手伝いを含む）」をしている割合が約4割となっています。また、障がいがあっても働きやすくなるためには、「短時間勤務や勤務日数配慮等、障がいに応じた働き方ができること」や「職場で差別や偏見がないこと」、「障がいのある人が就労できる事業所が増えること」が高くなっており、障がいのある人の就労や就労定着のため、個々の障がいの状況に応じた就労支援や多様な就労の場の拡大が求められています。
- 本町においては、地域総合支援協議会専門部会の就労支援部会において、町内の障がい者の就労支援雇用先の開拓等協議をしています。また町内にある就労継続支援B型事業所の事業の発展や新たな作業の開拓等、今後を見据えた事業展開へ支援していくことが求められています。

1 就労に向けた地域における理解と環境づくり

施策の方向性

障がいのある人の就労移行の促進に向けて、住民や企業等と障がいのある人双方への情報提供や啓発等を進め、雇用の促進や働きやすい職場環境づくりにつなげます。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	障がい者雇用の普及と啓発	・ 広報誌などを通じて、住民や町内の企業・事業所等に対する障がいのある人の雇用への理解と積極的な協力、職場環境づくり等についての普及・啓発に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	障がい者雇用を支援する制度の周知	・ 県や公共職業安定所等の関係機関と連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度など、障がい者雇用に関わる制度・施策について周知します。	保健福祉課 (社会福祉班)

No.	事業名	内容	担当課・班
3	行政機関での雇用推進	・障がいのある人の雇用における先導的役割を果たすため、町においても引き続き障がいのある人の計画的な採用を行います。 ・職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めます。	総務課 (総務行政班)
4	農業等他職種との連携の推進	・障がいのある人の多様な就労の場を確保するため、福祉事業所や地域の企業、農業者の双方の連携をコーディネートするための仕組みづくりについて、県や関係機関等と連携しながら検討します。	保健福祉課 (社会福祉班)

2 継続的な就労支援と相談機能の充実

施策の方向性

働く意欲のある障がいのある人が地域で自立した生活を継続的に営むために、正しい理解や配慮の中で就労し、職場に定着するための取り組みを推進します。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	相談支援・情報提供体制の充実	・障がいのある人が自ら障がいの状況を理解しつつ、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう、支援ネットワーク（体制）をつくり、各機関の情報を交換しながら障がいのある人が身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	就労移行支援	・「就労移行支援」や「就労継続支援」等の利用を通じて、福祉的就労の場に通う障がいのある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)

No.	事業名	内容	担当課・班
3	就労定着支援	・障がい者や事業主に対し、障がい者就労・雇用に活用できる制度の広報・周知をします。 ・障がいのある人の就労後における職場定着に向けたサポートをする就労定着支援事業について、障がいのある人や事業所への周知を行います。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	雇用先における障がいのある人の人権の擁護	・雇用先の事業所等において、障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携し適切な措置を講じていきます。 ・採用後に障がいを持った人については、円滑な職場復帰や継続的に就労できるよう図っていきます。	保健福祉課 (社会福祉班)

3 福祉的就労の推進

施策の方向性

障がいの特性に応じた多様な就労の機会を確保するため、就労の場の確保や工賃向上等、福祉的就労の質を高める取り組みを推進します。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	福祉的就労の場の整備・充実	・一般企業等での雇用が困難な障がいのある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障がいの状況に応じた福祉的就労の場の整備・充実に引き続き努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	工賃向上のための支援	・「久万高原町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表するとともに、障がい者就労施設等と連携しながら、積極的に優先調達を推進します。 ・就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、民間企業・事業所等に対して、就労継続支援B型等への業務の委託・発注や協力を要請していきます。	保健福祉課 (社会福祉班) ふるさと創生課 (商工観光班)

5. 芸術文化活動・スポーツ等の振興

現状と課題

- 芸術文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習等への参加は、多くの住民にとって、自己の能力の開発や生きがいづくりに有意義であり、こうした活動の参加を通じて、地域住民との交流を活発に行うことは、日常生活を豊かにするために重要です。
- 国においては、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、障がいへの理解や障がいのある人の多様な社会参加の促進に向けた取り組みが一層強化されています。
- アンケート調査では、今後したい社会参加では、「スポーツ・レクリエーション活動」、「趣味などの文化・芸術活動」が高くなっています。一方で、そうした活動を行う際に問題となることでは、「気軽にできる活動が少ない」「どのような活動が行われているか知らない」といった回答も多くなっています。
- 今後は障がいのある人が、スポーツや文化活動等を通じて社会参加をし、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努める必要があります。

1 芸術文化活動の推進

施策の方向性

障がいのある人の文化芸術活動を通じた余暇の充実を図るとともに、芸術文化活動の発表の場を提供することで、住民と芸術文化を通じた交流の促進や地域における障がいへの理解や認識を深める機会につなげます。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	芸術文化活動の推進	・ 障がいのある人の芸術文化活動の振興に向けて、文化施設等のバリアフリー化や指導者等の人材の確保・育成に引き続き努めます。 ・ 各種文化講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。	教育委員会 (生涯学習班)
2	活動・学習成果の発表機会の充実	・ 障がい者の芸術文化活動の機会の拡充や発表の場の提供、作品展等の開催を支援します。	保健福祉課 (社会福祉班)

② スポーツ・レクリエーション等の推進

施策の方向性

スポーツやレクリエーション活動に誰もが気軽に参加しやすい環境整備を行うとともに、障がい者スポーツの一層の普及を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	スポーツ・レクリエーション等の推進	・身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会や活動の場の充実に努めるとともに、障がいのある人がスポーツやレクリエーションを行うために必要な用具等の助成制度を設け、スポーツを楽しむ環境づくりを推進します。 ・障がいのある人のスポーツへの参加には支援ボランティアの協力が不可欠であることから、支援ボランティアに関する情報を収集し、確保と育成に努めます。	教育委員会 (生涯学習班) 保健福祉課 (社会福祉班)

③ 生涯学習の充実

施策の方向性

生涯を通じた多様な学習機会の充実を図るとともに、公共図書館等における障がい者の読書環境の整備を促進します。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	生涯学習機会の充実	・公民館等の身近な地域において、障がいのある人が生涯学習活動に取り組めるよう、各種講座の情報提供、手話通訳者等の派遣、受け入れ体制等の整備を図ります。	教育委員会 (生涯学習班) 保健福祉課 (社会福祉班)
2	図書の充実と読書サービスの提供	・図書館において、拡大読書器（点字図書、録音図書）の充実や、宅配貸出サービスなど、障がいのある人に配慮したサービスの充実を図ります。	教育委員会 (生涯学習班) 保健福祉課 (社会福祉班)

6. 自立に向けた生活支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、相談しやすい体制整備や障がい福祉サービスの充実によって、生活の質の向上を図っていくことが重要です。
- また、障がいのある人やその家族の高齢化が進行しており、将来にわたって身近な地域で安心して暮らすためには、親亡き後を見据えた地域における支援体制の充実や住まいの場の確保が不可欠です。
- 障がいのある人の日々の生活や活動を支えるため、様々なサービスや支援策の充実が必要です。町内ではサービス提供主体が限られていることから、近隣の市町と連携したサービス提供体制を確保するとともに、ニーズの高いサービスについては、できるだけ身近な場所でサービスが受けられるような体制整備を図る必要があります。
- アンケート調査では、福祉に関する情報の取得先として、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「町の広報紙・ホームページ」となっています。
- 本町では、町の様々な情報をより手軽に入手できるよう、平成 30 年度末に町公式スマートフォン専用アプリをリリースしました。しかし、文字情報が主であるため、視覚障がい者への対応としては、他の方法による支援策が必要です。

1 相談支援体制の充実

施策の方向性

相談支援にあたる各機関の資質の向上と、関係機関との情報共有・連携強化により、障がいのある人一人ひとりのニーズや障がいの特性、ライフステージに応じた相談支援のための体制を構築します。

また、地域共生社会の実現に向けて、障がい福祉分野だけにとらわれず、地域の様々な相談を受け止める体制の構築に取り組みます。

策定委員会でのご意見等

地域住民の方や障がい者及び家族の方々から、公的制度や援助、病気、住居、将来の生活について等、様々な悩みをどこに相談したら良いかよく分からないとの声も聞く。誰にとっても分かりやすい相談先があればよい。

「障がい福祉」に限らず、将来的には全ての困っている住民を対象とした取り組みが必要になってくる。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	障がいのある人のための相談事業の実施	・ 障害者相談支援事業など、障がいのある人や家族等の相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班) (長寿介護班) (保健推進班)
2	横断的な支援に向けた連携強化	・ 保健・医療・福祉など多分野にわたる障がい者施策に関する情報提供・案内等が総合的に実施できるよう、庁内各部局の連携に努めます。 ・ 町内及び近隣地域の相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。 ・ 住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、分野横断的な重層的支援体制の構築に向け、総合的な相談支援体制の強化を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班) (長寿介護班) (保健推進班)
3	相談支援の資質の向上	・ 相談支援に従事する人を対象とした研修を実施するなど、計画相談支援等の質の向上を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	障害者地域総合支援協議会の運営	・ 障がいのある人や家族等を支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整等を、関係機関の参画の下に進める機関として、障害者地域総合支援協議会の適正な運営に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
5	障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）の運営	・ 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携支援など、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとしての機能をもち、相談支援の充実に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)

■□ 重層的支援体制事業について ■□

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

相談支援は、介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援に係る事業について、「①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、対応したり関係機関につなぐ機能」、「②支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核の機能）」、「③継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能」の3つの機能を有した、断らない相談支援を行う事業として、市町村の実情に応じた実施をめざすものとしています。



2 福祉サービスの充実

施策の方向性

障がいのある人のニーズの把握に努め、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者の希望に沿った福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスを担う人材の確保や育成により、福祉サービスの質の向上を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	福祉サービスについての周知・広報	・ サービスの内容、支給決定の仕組みや手続き等に関する周知を図るため、広報誌などの多様な媒体、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供に引き続き努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	在宅支援サービスの充実	・ 障害者総合支援法の制度の下、障がい福祉サービスの必要な量を確保するとともに、障がいのある人の個々の状況に応じた障がい福祉サービスの充実に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
3	地域生活支援事業の充実	・ 障がいのある人がそれぞれの適性に応じて、障がい福祉サービス等を利用しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	日中活動の場の充実	・ 障がいのある人の希望や障がいの状況に応じた創作活動や生産活動の場の提供、機能訓練、社会との交流を促進し、多様な日中活動の場の充実に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
5	共生型サービスの創設の検討	・ 障がいのある人の高齢化に対応するとともに、本人に合ったサービスの提供ができるよう、障がい福祉サービス提供事業所等と連携し、共生型サービスの利用促進について検討します。	保健福祉課 (社会福祉班)
6	地域生活支援拠点等の機能強化	・ 地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった地域の課題やニーズを把握し、地域生活支援拠点等の各機能の強化に向けた必要な整備体制等について定期的に検証・検討します。	保健福祉課 (社会福祉班)

No.	事業名	内容	担当課・班
7	各種年金・手当等の給付	・ 障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や県の制度に即し各種年金、手当等を給付するとともに、障がいのある人や家族に周知し、制度を有効に活用するよう図っていきます。	住民課 (国保年金班) 保健福祉課 (社会福祉班)
8	福祉を担う人材の確保	・ 障がいの特性や複合的な悩みに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、関係機関と連携を強化し、障がい福祉サービスを支える人材の確保や資質の向上を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)



3 生活の場の確保

施策の方向性

障がいのある人やその家族のニーズを踏まえ、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行に向けた支援と、グループホームをはじめ、障がいのある人の生活の基盤となる住まいの場の確保に取り組みます。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	地域生活への移行支援	・ 入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民等の理解と協力の下に、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者とともに検討し、相談支援などの取り組みを進めます。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	障がいのある人向けの住宅の確保	・ 障がいのある人の自立した生活を支援する立場から、必要に応じて公営住宅の優先入居の配慮等、柔軟に対応します。 ・ 既存の公営住宅について、障がいのある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう引き続きバリアフリー化を促進します。	建設課 (管理建築班)
3	グループホームの整備	・ 親亡き後を見据えた住まいの確保や障がい者の施設から移行した人の生活の場を確保するため、グループホームの整備促進を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	住宅改修の利用促進	・ 既存住宅のバリアフリー化を促進するため、県との連携の下、住宅改修費用の助成に関する事業の実施に引き続き努めます。 ・ 低利の資金の融資斡旋や適切な住宅改造について、専門的なアドバイスを実施するなど、連携・協力体制の充実を図ります。	建設課 (管理建築班) 保健福祉課 (社会福祉班)

4 情報バリアフリー・意思疎通支援の充実

施策の方向性

障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、多様な媒体によってわかりやすい情報発信を行い、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、障がいのある人の円滑な意思疎通やコミュニケーションを支援していきます。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	手話通訳者・要約筆記者の派遣	・聴覚や音声・言語機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳や要約筆記者を派遣します。	保健福祉課 (社会福祉班)
2	専門的な人材の確保	・手話奉仕員養成研修事業や要約筆記者養成講座の啓発を行い、手話通訳者（奉仕員）や要約筆記者の確保を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
3	インターネット等の活用による情報提供の充実	・情報アクセシビリティに配慮した町ホームページの運営や掲載に努めるとともに、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	障がい特性に応じた情報提供の充実	・視覚や聴覚に障がいのある人に対し、点字や声の広報を発行し、障がい特性に応じた情報提供の充実を図ります。 ・町のホームページをはじめ、誰もが取得可能な情報提供方法を検討していきます。	保健福祉課 (社会福祉班)



7. 生活環境の整備

現状と課題

- 平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、社会のあらゆる場面で無理のない範囲での合理的な配慮の提供が求められており、公的機関においては配慮の提供が必要です。
- 本町では、道路や公共施設のバリアフリー化、障がい者専用の駐車場の設置、車いす用のトイレの設置、音響式信号機の設置等、障がい者等が外出しやすい環境づくりに努めています。
- また、広大な町域を有する本町では、車の利用ができないと移動が不便な地域があり、障がい者をはじめ、住民の移動手段の確保は町の重要な課題の一つです。現在、面河地域運営協議会において、共助による公共交通空白地有償運送により自宅からバス停留所までの輸送を開始しており、住民の移動手段確保の一つの解決策として取り組んでいます。
- アンケート調査では、火事や地震などの災害時に、「一人で避難できない」の回答が約 2 割を超えており、『療育手帳』においては「一人で避難できない」が約 3 割と他より高くなっています。
- 近年、地震や豪雨等の大規模な自然災害が発生する中、障がいのある人の避難生活や災害時の支援について課題が見られます。今後、発生が予測される南海トラフ大地震等の大規模な地震発生により、甚大な被害が想定されるため、災害時の支援体制を整備していく必要があります。

1 障がい者にやさしいまちづくり

施策の方向性

公共施設や道路等における障がいに配慮した整備とともに、ユニバーサルデザインに基づいた誰もが安心して暮らせるまちづくりのための啓発を行います。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	ユニバーサルデザインの普及・啓発	・すべての人が社会に参加できるよう、性別や年齢、障がいの有無など人々が持つ様々な特性や違いをこえて、みんなが使いやすい施設、交通手段、物、サービスなどをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。	保健福祉課 (社会福祉班)

No.	事業名	内容	担当課・班
2	歩道・道路等の整備促進	・歩道の設置や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、音声信号機・誘導装置の整備など緊急性・重要性を考慮した計画を行い、国・県と連携した計画的な整備に努めます。 ・今後新設する道路等については、「人にやさしいまちづくり」の考え方に沿った安全性の高い整備を進め、安全な歩行空間の整備に努めます。	保健福祉課 （社会福祉班） 建設課 （公共土木班） （管理建築班）
3	公共施設等のバリアフリー化	・既存の施設について、合理的配慮の視点から、段差の解消や障がいのある人の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置など、改善に努めます。	総務課 （総務行政班） 建設課 （管理建築班） 教育委員会 （生涯学習班）
4	民間施設のバリアフリー化の促進	・病院や大規模店舗など障がいのある人が利用することの多い既存の民間施設や、民間事業者による新たな施設整備に対して、法・条例等への適合を図るよう必要な指導、助言に努めます。	総務課 （総務行政班） 建設課 （管理建築班）



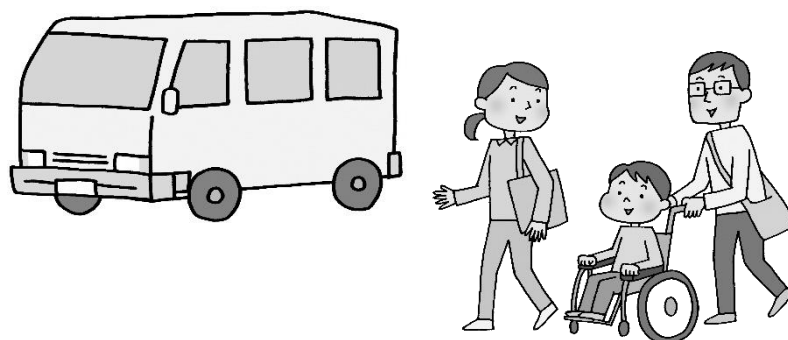
2 移動・交通対策の推進

施策の方向性

今後も地域で安心して生活が続けることができるよう、また、障がいのある人の高齢化や重度化等に対応するため、交通安全対策と移動しやすい環境の整備を図ります。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	公共交通機関の充実	・路線バス事業者に対し、住民にとって身近で利用しやすいバス路線の維持・拡充について要請していきます。	総務課 (秘書政策班)
2	交通安全対策の推進	・警察や交通安全協会等と連携を図り、迷惑駐車を取り締まりや交通安全教育を実施します。	総務課 (総務行政班)
3	移動支援事業の実施	・行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、社会福祉協議会やNPO法人など民間団体が実施する移送サービス（福祉有償運送、過疎地有償運送）など、障がいのある人の移動を支援するための事業・サービスの充実を図ります。	保健福祉課 (社会福祉班)
4	人工透析患者への送迎・通院支援	・じん臓機能障がいにより、人工透析療法を受けている人に対して、通院のための送迎支援や医療機関への交通費の一部助成を行います。	保健福祉課 (社会福祉班)
5	外出に関する経済的支援	・高齢者と障がい者（児）の外出機会の拡大と社会参加、公共交通機関の利用促進のため、外出する際の公共交通機関交通費の助成等の移動支援事業を行います。	保健福祉課 (長寿介護班) (社会福祉班)



3 防犯・防災対策の充実

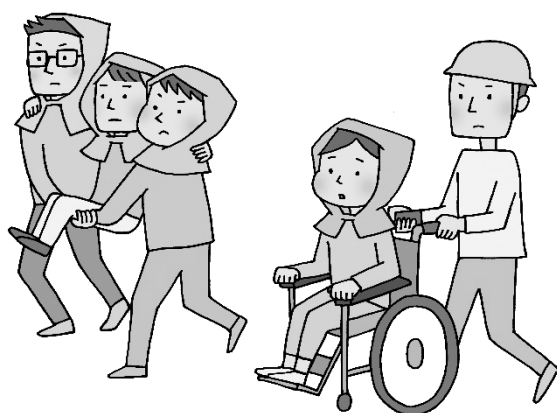
施策の方向性

障がいのある人が被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策や消費者トラブルの発生・被害拡大の防止に努めます。また、平時から災害時に備え、障がい特性に配慮した適切な情報保障と避難支援を図るとともに、地域の理解と協力を得ながら災害時の支援体制の整備を進めます。

具体的な取り組み

No.	事業名	内容	担当課・班
1	防犯対策の強化・充実	・ 地域における近隣住民相互の声かけやパトロールなどによる連携、ネットワーク化に努めるとともに、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。	総務課 (総務行政班)
2	消費者被害防止に向けた啓発	・ 障がいのある人や認知症の高齢者などに対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。	総務課 (総務行政班) 保健福祉課 (社会福祉班) (長寿介護班) 住民課 (住民生活班)
3	防災・防火対策等の推進	・ 消防本部など関係機関との連携を強化し、障がいのある人が暮らす住宅の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導体制の充実を図ります。 ・ 地域防災計画に基づき、平常時から、情報伝達体制の整備や災害時要支援者に関する情報の把握、避難誘導体制の整備に努めます。	総務課 (総務行政班) 消防署 保健福祉課 (長寿介護班) (社会福祉班)
4	緊急時通信手段の充実	・ 急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、一人暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置の設置や、視覚・聴覚・音声・言語機能に障がいのある人への通信装置の給付などを行います。	保健福祉課 (社会福祉班) (長寿介護班)

No.	事業名	内容	担当課・班
5	災害時要配慮者への支援	・障がいのある人や高齢者が地域で安心して暮らせるよう、個人情報に配慮しながら支援の必要な人の現状把握を進めるとともに、災害時に地域で円滑な安否確認や支援活動が行われるよう、個別の支援計画の作成を推進します。 ・災害時の障がいのある人への対応と接し方についてのマニュアル作成を検討します。	総務課 (総務行政班) 保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班) (長寿介護班)
6	避難場所における配慮	・災害時に障がいのある人が安心して避難所で過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら、必要な医療体制や介護体制を整備します。 ・災害時要配慮者のための福祉避難所について、今後必要に応じて、受け入れ可能な施設を検討します。	総務課 (危機管理室) 保健福祉課 (社会福祉班) (保健推進班) (長寿介護班)



第5章 障がい福祉計画

1. 第5期計画における成果目標の進捗状況

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画では、令和2年度に達成すべき数値目標を設定しており、それぞれ以下のような進捗となっています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末の施設入所者数を基準として、令和2年度末までの地域生活移行者数を1人、令和2年度末時点の施設入所者数を24人（平成28年度末から1人削減）と設定していました。令和2年度の見込みでは、計画期間における地域生活移行者は2人、令和2年度末時点の施設入所者は23人（平成28年度末から2人削減）となっています。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活移行者	1人	0人	1人 (累計1人)	1人 (累計2人)
施設入所者の削減	施設入所者数 24人 削減見込 1人	施設入所者数 24人 (平成28年度末 から1人減)	施設入所者数 23人 (平成28年度末 から2人減)	施設入所者数 23人 (平成28年度末 から2人減)

※令和2年度は見込み

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための協議の場の設置を目標にしており、平成30年度に保健センターの実施している精神保健社会復帰推進連絡会を協議の場として位置づけ設置が完了しました。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
協議の場の設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

③ 地域生活支援拠点等の整備

令和２年度までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等の設置を目標としており、令和２年度に地域において機能を分担して担う面的整備型での設置予定であり、今後は地域生活支援拠点等の機能等について周知していきます。

項目	目標	実績		
	令和２年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
地域生活支援拠点等の整備	１箇所	未設置	未設置	設置予定

④ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人を１人、就労移行支援事業の利用者を４人、就労定着支援後１年後の職場定着率を１００％と設定していました。令和２年度の一般就労移行者は１人、就労移行支援事業利用者は０人となっており、就労定着支援事業の利用者実績・見込みともに０人となっています。

項目	目標	実績		
	令和２年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
一般就労への移行者数	１人	０人	２人	１人
就労移行支援事業利用者	４人	０人	１人	０人
就労定着支援後１年後の職場定着率	100%	利用者なし	利用者なし	利用者なし

※令和２年度は見込み

2. 第6期計画における成果目標の設定

本計画では、国の基本指針を踏まえつつ、本町の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等についての成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標
○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度末時点の入所者数	23人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和5年度末時点の 地域生活移行者数	2人 8.7%	令和5年度末までに地域生活に移 行する人の目標値
【目標値】 令和5年度末時点の 施設入所者の削減数	1人 4.3%	令和元年度末時点の施設入所者か ら令和5年度末までの施設入所者 の削減数の目標値

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における成果目標
○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
○令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。
○精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

■本町の目標設定

成果目標の設定は都道府県が設定するものとなっています。本町では、国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえ、精神保健社会復帰推進連絡会を協議の場として活用し、精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の把握・共有や対策の検討などを行います。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	6回	6回

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健	4人	4人	4人
医療(精神科)	3人	3人	3人
医療(以外)	2人	2人	2人
介護	2人	2人	2人
当事者	1人	1人	1人
家族	1人	1人	1人
その他	3人	3人	3人

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定	1回	1回	1回
評価	1回	1回	1回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

■本町の目標設定

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討	障害者地域総合支援協議会を中心に年1回運用状況を検証・検討し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針における成果目標

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中の一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数	2人	
【目標値】 令和5年度中の 一般就労移行者数	3人 就労移行支援事業 1人 就労継続支援A型 1人 就労継続支援B型 1人	令和元年度実績の1.27倍以上
【目標値】 令和5年度の 就労定着支援利用者数	2人 66%	
【目標値】 就労定着率8割以上の 事業所数	—	町内に就労定着支援事業所がないため、目標値の設定はしていません。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■本町の目標設定

障がい者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）を設置しています。相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成への支援、相談支援事業所間の連携強化に向けて、障害者相談支援センターが中心となり定期的な相談支援専門員の連絡会の実施や必要に応じてケース会議を開催するなどし、相談支援体制を強化していきます。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■本町の目標設定

障害者総合支援法の具体的内容について町職員の理解が広がるよう、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修への聴講等への参加を促進します。

障がい福祉サービス等に係る給付費について請求の過誤を無くし事務負担の軽減を図るため、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有し、請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。

3. 町内の障がい福祉サービス提供事業所

町内の障がい福祉サービス提供事業所は、下記の通りです。

町内事業所		(令和2年度末時点)	
施設種別	設置者名	施設名	定員
共同生活援助	NPO 法人 ぽっかぽか	あさひ（あさひ）	5 人
		あさひ（ひまわり）	6 人
	NPO 法人 福祉親愛会	トミーホーム久万高原	6 人
短期入所	NPO 法人 ぽっかぽか	短期入所事業所 あさひ	1 人
	NPO 法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	1 人
	NPO 法人 福祉親愛会	ショートステイ久万高原	1 人※
生活介護	NPO 法人 ぽっかぽか	生活介護支援事業所	5 人
	NPO 法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	6 人
就労継続支援 B 型	NPO 法人 パステルくらぶ	指定障害福祉サービス事業所 パステル工房	14 人
	NPO 法人 ぽっかぽか	あっぱるハウス久万	20 人
心身共同作業所	NPO 法人 ぽっかぽか	ゆきどけ～ほっとスペース～	19 人
居宅介護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
同行援護事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
指定相談支援事業所	久万高原町社会福祉協議会		—
	NPO 法人 ぽっかぽか	指定相談支援事業所ぽっかぽか	—

※「ショートステイ久万高原」短期入所の定員は、「トミーホーム久万高原」の空室利用分となっています。

4. サービス見込み量と確保の方策

1 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上に困難があり、常に介護が必要な人に、行動する際に必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護の必要性が高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの見込み量

居宅介護

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	実績	211	216	212			
	計画値	210	225	240	216	224	233
人/月	実績	26	26	25			
	計画値	25	26	27	26	27	28

重度訪問介護

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

行動援護

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

同行援護

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	実績	149	134	138			
	計画値	190	190	190	149	149	149
人/月	実績	4	4	4			
	計画値	5	5	5	4	4	4

重度障害者等包括支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

第5期計画の状況

- 訪問系サービスでは、「居宅介護」「同行援護」において、毎年度継続的な利用実績があり、概ね横ばいで推移しています。

見込み量確保のための方策及び今後の方向

- 町内に提供事業所のないサービスを含め、事業者の新規参入を促進するための情報提供や近隣市町の事業所に対してサービス提供拡大の要請等の働きかけを行います。
- サービス提供事業所においてはヘルパー等の支援者不足が課題となっており、事業所や地域、関係機関と連携し、福祉人材の確保に向け、福祉職場の魅力の発信、処遇改善、人材育成等に向けて必要な施策を検討します。
- 地域生活支援拠点等の機能強化に向け、関係機関のネットワークの充実や制度の周知等に取り組み、緊急時にも安心して地域生活を継続できる支援体制を構築します。

2 日中活動系サービス

■ サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。

■サービスの見込み量

｜生活介護

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	595	579	688			
	計画値	620	650	680	737	759	780
人/月	実績	28	27	34			
	計画値	30	31	32	34	35	36

｜自立訓練（機能訓練）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	22	22	22	22	22
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	1	1	1	1	1

｜自立訓練（生活訓練）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	50	125	125	22	22	22
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	2	5	5	1	1	1

｜就労移行支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	10	0			
	計画値	27	64	88	22	22	22
人/月	実績	0	1	0			
	計画値	2	3	4	1	1	1

就労継続支援（A 型）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	62	90	104			
	計画値	95	114	133	130	148	166
人/月	実績	4	5	6			
	計画値	5	6	7	7	8	9

就労継続支援（B 型）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	814	810	764			
	計画値	780	795	810	845	860	875
人/月	実績	53	53	49			
	計画値	52	53	54	55	56	57

就労定着支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	2	3	1	2	2

療養介護

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	2	2	2			
	計画値	2	2	2	2	2	2

短期入所（福祉型）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	24	20	18			
	計画値	14	21	28	43	48	53
人/月	実績	5	8	6			
	計画値	2	3	4	8	9	10

短期入所（医療型）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

第5期計画の状況

- 「生活介護」「就労継続支援（A型）」は利用実績が増加傾向にあります。
- 「就労移行支援」は令和元年度に1人の利用がありました。
- 「短期入所（福祉型）」は年度によって増減はありますが、利用者数（実人数）は計画値を上回る実績があります。

見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 日中活動の場を提供する各種サービスにおいて、サービス利用促進に向けて事業所との情報共有及び移動に関する支援等の必要な環境整備を進めていきます。
- 就労継続支援については、優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所の受注機会の増大を図ります。
- 短期入所については、医療的ケアの必要な人や緊急時の受け入れ確保に向けて、事業者との情報交換等の連携を図り、受け入れ体制の整備を図ります。

③ 居住系サービス

■ サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
宿泊型自立訓練	知的または精神に障がいがあり、地域移行に向けて一定期間、夜間の居住の場を提供して訓練終了後の地域における生活能力等の維持・向上のための必要な訓練をします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

■ サービスの見込み量

｜ 自立生活援助

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

｜ 共同生活援助（グループホーム）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	26	28	28			
	計画値	28	33	35	28	33	33

｜ 施設入所支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	24	23	23			
	計画値	25	25	24	23	23	22

※宿泊型自立訓練の見込み量は、日中活動系サービスの自立訓練（生活訓練）に計上されています。

■ 第5期計画の状況

- 平成30年度に新設された「自立生活援助」は計画期間中の利用実績はありませんでした。
- 「共同生活援助（グループホーム）」の利用実績は増加しています。
- 「施設入所支援」は平成30年度以降、減少しています。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 成果目標の達成に向けて地域移行を推進するにあたり、自立生活援助の整備を今後も働きかけ、必要な支援を行っていきます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、入所施設からの地域移行を進めるため、引き続き定員数の増加に向け取り組むとともに、重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型共同生活援助の整備方針についても検討します。
- 施設入所支援については、在宅での生活が困難な障がいのある人が施設で支援を受けることができるよう、利用者の把握に努めます。

4 相談支援

■ サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	サービスの利用者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする場合、利用する障がい福祉サービスの種類・内容などの事項を定めたサービス利用計画の作成を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や、精神科病院に入院している人が、地域での生活に移行するために、住宅の確保やその他相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人が、地域で生活をしていく中で不安やトラブルが生じた時のために、常時の連絡体制を取り緊急時等の支援を行います。

■ サービスの見込み量

┃ 計画相談支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	28	27	36			
	計画値	28	29	29	36	37	38

┃ 地域移行支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	2	2	2

┃ 地域定着支援

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 第5期計画の状況

- 「計画相談支援」の利用実績は増加傾向にあり、令和2年度は計画値を上回る見込みです。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」は計画期間中の利用実績はありませんでした。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 計画相談支援については、人材確保や相談員のスキルアップに向けて、事業所への積極的な情報提供や研修会の実施等の必要な支援を行います。
- 地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行に際し、必要なサービスが円滑に提供できるよう、適切な支援を図ります。

5. 地域生活支援事業

1 必須事業・任意事業

① 理解促進研修・啓発事業

■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

■サービスの見込み量

理解促進研修・啓発事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実績	無	無	無			
	計画値	無	有	有	有	有	有

■第5期計画の状況

- 令和元年度以降の実施を見込んでいましたが、計画期間内における実施に至っていません。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌やホームページなどへ障がい理解を進める啓発記事等の掲載や講演会の開催を実施します。また、障がいのある人とない人が相互に交流できる教室やイベント等を開催します。

② 自発的活動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域で行う自発的な活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）について支援を行います。

■サービスの見込み量

自発的活動支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実績	無	有	有			
	計画値				有	有	有

■ 第5期計画の状況

- 令和元年度、令和2年度に実施しています。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ピアサポーター（障がい当事者）による相談支援活動を推進し、障がいのある人に寄り添った相談が行える体制を今後も継続実施していけるよう、ピアサポーターの養成やピアサポーターのスキルアップが図れるよう事業の充実を図ります。

③ 相談支援事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
障害者相談支援センター (基幹相談支援センター)	障がいのある人の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することや、地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
障害者地域総合支援協議会 (自立支援協議会)	地域における障がいのある人を支える関係機関のネットワークの構築、必要とされる社会資源の開発・改善に向けた支援策の検討、地域の障がい福祉に係るシステムづくり等に関し、中核的な役割を担います。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居にあたって、保証人がいないなどの理由によって入居が困難で支援が必要な障がいのある人へ、入居に必要な調整などに関する支援や、家主への相談・助言を行います。

■ サービスの見込み量

┃ 障害者相談支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	実績	1	2	3			
	計画値	1	2	3	3	3	3

障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	実績	有	有	有			
	計画値	有	有	有	有	有	有

基幹相談支援センター等機能強化事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実績	無	無	無			
	計画値	無	無	無	無	無	無

障害者地域総合支援協議会（自立支援協議会）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	実績	有	有	有			
	計画値	有	有	有	有	有	有

住居入居等支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実績	無	無	無			
	計画値	無	無	無	無	無	無

第5期計画の状況

- 相談支援事業については、概ね計画値通りの実施となっています。

見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がい者やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センターを認知してもらうために、広報や研修会等を通して周知します。
- 相談支援従事者の質の向上を図るため、研修等に関する情報提供を行って参加を促進するとともに、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成への支援、相談機関との連携強化についても今後必要な取り組みを検討します。
- 高齢者福祉や児童福祉、生活困窮、ひきこもり支援等の相談支援機関とも連携を強化し、総合的な相談支援体制を構築していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がいがあり判断能力が不十分な人が、障がい福祉サービスの利用契約や財産の保護を適切に行うために、成年後見制度を利用する際、申立て支援、後見人などの報酬等の経費の一部について補助します。

■サービスの見込み量

成年後見制度利用支援事業（助成実績・見込み）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（件/年）	実績（申立件数）	0	0	0			
	実績（助成件数）	0	1	1			
	見込み	3	3	3	1	1	1

■第5期計画の状況

- 令和元年度、令和2年度に後見人等への報酬等の一部助成については、それぞれ1人の利用実績がありました。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 後見人等に対する費用助成はこれまでの実績に応じて継続して見込みます。新規の申立ての方など必要な方が助成制度を利用できるよう、町職員や相談支援専門員も研修会等を通して専門的な知識を身につけ、制度の利用が必要な人への普及を図ります。またホームページや広報誌等を活用し、成年後見制度利用促進に関する普及・啓発を行います。

⑤ 意思疎通支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■サービスの見込み量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/年）	実績	0	0	0			
	計画値	2	2	2	2	2	2

■ 第5期計画の状況

- 計画期間中の利用者はいませんでした。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人が十分にコミュニケーションを取り、支障をきたすことなく快適に日常生活を送ることができるよう、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の周知に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の確保を図ります。

⑥ 日常生活用具給付等事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、音声式体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う費用の一部を助成します。

■ サービスの見込み量

介護・訓練支援用具

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件／年	実績	0	1	1			
	計画値	2	2	2	2	2	2

自立生活支援用具

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件／年	実績	0	0	0			
	計画値	2	2	2	2	2	2

在宅療養等支援用具

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件／年	実績	1	0	1			
	計画値	2	2	2	2	2	2

情報・意思疎通支援用具

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件／年	実績	11	19	10			
	計画値	3	3	3	13	13	13

排泄管理支援用具

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件／年	実績	239	203	72			
	計画値	380	385	390	220	225	230

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件／年	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

第5期計画の状況

- 日常生活用具給付等事業のうち、「排泄管理支援用具」の利用実績が最も多くなっていますが、実績は減少しています。
- 「情報・意思疎通支援用具」は計画値を上回る実績となっています。

見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 日常生活用具や住宅改修を必要とする人が適切に給付を受けることができるよう周知を図り、利用促進につなげます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がい者などとのコミュニケーションを支援する手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

■サービスの見込み量

手話奉仕員養成研修事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了者 （人/年）	実績	1	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第5期計画の状況

- 平成30年度に1人の実績がありましたが、令和元年度以降実績はありません。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌等を通じて、手話に興味のある人を広く募集し、手話奉仕員養成講座へ参加していただき、講習修了者の増加に努めます。

⑧ 移動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に伴う心身障がい者（児）に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

■サービスの見込み量

移動支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	実績	2	2	2			
	計画値	4	4	4	2	2	2
利用者数 （人/年）	実績	2	2	2			
	計画値	4	4	4	4	4	4
利用時間	実績	33	84	55			
	計画値	40	40	40	116	116	116

■ 第5期計画の状況

- 毎年度、継続した利用実績があります。利用時間は年度によって増減はありますが、実施箇所、利用者数は横ばいで推移しています。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 屋外での移動が困難な障がい者等に対して外出の際の移動を支援し、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。
- 移動支援事業については、提供事業所の新規開拓や他の移動に係る事業等も見据えながら個々のニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を図ります。

⑨ 人工透析患者送迎サービス事業【町独自事業】

■ サービスの概要

サービス名	内容
人工透析患者送迎サービス事業	本町在住の人工透析治療を受けている方に対して、自宅と医療機関との間の送迎を行います。

■ サービスの見込み量

┃ 人工透析患者送迎サービス事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人/月）	実績	12	11	11			
	計画値	10	11	12	12	12	12

■ 第5期計画の状況

- 毎年度、継続した利用実績があります。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

⑩ 人工透析患者通院交通費助成事業【町独自事業】

■サービスの概要

サービス名	内容
人工透析患者通院交通費助成事業	本町在住の人工透析治療を受けている方に対して、自宅等と医療機関の往復に要する費用の一部を助成します。

■サービスの見込み量

┃人工透析患者通院交通費助成事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	実績	10	11	10			
	計画値	15	15	15	11	11	11

■第5期計画の状況

- 毎年度、継続した利用実績があります。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

⑪ 訪問入浴サービス事業

■サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障がいのある人に対して、特殊な入浴装置等の持ち込みにより、自宅で入浴サービスを提供し身体の清潔や心身機能の維持を促します。

■サービスの見込み量

┃訪問入浴サービス事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1
利用者数（人/月）	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 第5期計画の状況

- 計画期間中の利用はありませんでした。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

⑫ 日中一時支援事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している保護者や家族の一時的休息等を目的にし、障がいのある人に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。
重度身体障害者 日中一時支援事業	在宅で重度の身体障がいのある人に対し、日中における活動の場を提供することで、日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

■ サービスの見込み量

┃ 日中一時支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1
利用者数 （人/月）	実績	1	1	1			
	計画値	3	4	4	4	4	4

┃ 重度身体障害者日中一時支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1
利用者数 （人/月）	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 第5期計画の状況

- 毎年度、継続した利用実績がありますが、横ばいで推移しています。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 町内に提供事業所はありませんが、町内の事業所や近隣市町の事業所の状況を加味しながらサービスの提供を行い、障がいのある人の支援を行うとともに、介護者や家族の負担軽減につなげます。

⑬ 地域活動支援センター事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図ります。

■ サービスの見込み量

┃ 地域活動支援センター事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	0	1	1
利用者数（人/月）	実績	0	0	0			
	計画値	10	10	10	0	10	10

■ 第5期計画の状況

- 計画期間中の実績はありませんでした。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 町内には当事者が中心となって立ち上げた小規模作業所「ゆきどけ～ほっとスペース～」があります。活動の一環として、ピアサポーター（当事者）によるひきこもり支援や居場所づくりに力を入れており、地域の民生委員や見守り推進員、保健・医療・福祉の関係者との連携による情報提供等を通じてその活動を支援し、利用者の確保につなげ、令和4年度以降に利用者のニーズや人口規模など、本町の実情に合った地域活動支援センター事業の実施をめざします。

⑭ 自動車免許取得・改造助成事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
自動車免許取得助成事業	障がいのある人が就労等のために第1種普通自動車免許を取得する場合、免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体に障がいのある人が就労等のために自動車を改造する必要がある場合、改造に要する費用の一部を助成します。

■ サービスの見込み量

｜ 自動車免許取得助成事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/年	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

｜ 自動車改造助成事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/年	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 第5期計画の状況

- 計画期間中の実績はありませんでした。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

⑮ 更生訓練費給付事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し社会復帰の促進を図ります。

■ サービスの見込み量

｜ 更生訓練費給付事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/年	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 第5期計画の状況

- 計画期間中の実績はありませんでした。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

⑯ 障害者虐待防止対策支援事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

■ サービスの見込み量

｜ 障害者虐待防止対策支援事業

単位		第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実績	有	有	有			
	計画値	有	有	有	有	有	有

■ 第5期計画の状況

- 計画値通りに実施ができています。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 今後も虐待防止対策連絡会議において関係機関との連携を図り、障がい者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応等、支援体制の充実に向けて必要な情報共有の強化や対策の検討を継続します。

第6章 障がい児福祉計画

1. 第1期計画における成果目標の進捗状況

1 障がい児支援の提供体制の整備等

令和2年度末までに児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置を目標に設定しており、圏域内において設置している他市町の事業所の利用・紹介によって対応することとしています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置に関しては、現在対象児が町内にはいませんが、対象児の把握をしていく中で、利用希望が出た場合に利用調整・相談対応が可能な事業所を圏域内で確保しています。

平成30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置を目標に設定しており、平成30年度内に障害者総合支援協議会専門部会のこども支援部会を協議の場として位置づけ、設置が完了しています。

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センター設置	1箇所	未設置	未設置	圏域での利用
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	確保	未設置	未設置	圏域での利用
主に重症の障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを1箇所確保	確保	未	未	確保
医療的ケア児支援の協議の場の設置（平成30年度末まで）	設置	設置	設置	設置

2. 第2期計画における成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針における成果目標
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	圏域での設置	圏域において確保ができているため、維持継続します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域での確保	圏域において確保ができているため、維持継続します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	圏域において確保ができているため、維持継続します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置済	既に設置済みであり、維持継続します。

3. 障がい児福祉サービスの見込み量

1 障害児通所支援

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学の子どものための通所支援の一つで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

■サービスの見込み量

児童発達支援

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	16			
	計画値	4	4	4	16	16	16
人/月	実績	0	0	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

医療型児童発達支援

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

放課後等デイサービス

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	4	8	14			
	計画値	8	8	8	28	28	28
人/月	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	2	2	2

保育所等訪問支援

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

居宅訪問型児童発達支援

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

2 障害児相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

■サービスの見込み量

障害児相談支援

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	1	2	3			
	計画値	1	1	1	4	4	4

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービスの概要

サービス名	内容
医療的ケア児に対するコーディネーターの設置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

■サービスの見込み量

医療的ケア児に対するコーディネーターの設置

単位		第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	2	2	2

■ 第1期計画の状況

- 障害児通所支援では、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において利用実績がありました。「放課後等デイサービス」は利用が増加しています。
- 「障害児相談支援」は計画値を上回る実績で推移しています。
- 平成30年度以降、医療的ケア児に対するコーディネーターを1人配置しています。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がい児への早期療育や障がいの多様化に伴い、個々に合わせた多様な支援が求められる中で、子どものライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制づくりに向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が緊密に連携し、特別支援連携協議会等で必要な対策について検討し、障がい児支援体制の充実を図ります。
- 障がい児が必要とするサービス利用に適切かつ、円滑につなげられるよう各事業所や障がい児相談支援事業所と情報共有を図ります。
- 医療的ケア児支援に対するコーディネーターについては、順次、コーディネーターの育成を進め、支援体制の充実を図ります。



第7章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

1 関係機関の連携

計画を確実に推進していくために、障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される久万高原町障害者地域総合支援協議会の意見・提言を踏まえるとともに、役場（内）関係各課による情報交換や意見交換に努め、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進します。

2 地域における支え合いの体制づくり

障がいのある人が地域で安心・安全な生活を送るためには、地域における孤立を防ぐことが重要です。しかし、障がい福祉関係団体の高齢化による活動の縮小及び停止の危機や、家族や保護者同士の結びつきの弱まりを背景に、孤立しやすい現状があります。本人及び家族が地域での生活のしづらさを感じないよう、地域の中で理解者を一人でも多く増やしていくことが急務です。そのためには、地域における自発的な取り組み（精神障がい者ボランティア団体等）を支援し、本人及び家族の高齢化に対応していけるよう、地域包括支援センター等の関係機関と協力しながら、新たな社会資源の掘り起こしや緊急時対応も含め必要な機能を集約した地域生活支援拠点等の機能強化、相談窓口のワンフロア化に向け、必要な協議を行い、早期実現をめざします。

2. 広報・啓発活動の推進

1 計画の周知

本計画を町のホームページでの公開や概要版の配布などを通じて、障がい福祉サービスについて住民に広く周知します。

また、住民が必要な情報を適切な時期に取得できるよう、障がい福祉サービスや制度等に関してわかりやすい情報提供を行います。

2 障がいに関する理解の促進及び障がいのある人への配慮

理解促進研修・啓発事業等の実施を通じて、障がいのある人が必要な時に必要な配慮を受けることができるよう、年代を問わず、小中学生の頃から、障がい特性や必要な配慮等について学習する機会をつくります。また広報誌等を通じて、障がいへの理解を促進するための情報発信やヘルプマーク等の普及・啓発により、障がいの特性に応じた配慮が進むよう、支援体制の整備に向けて実施していきます。

また、役場（内）においても、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

3. 計画の点検・管理体制

障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される久万高原町障害者地域総合支援協議会において、本計画の進捗状況や関連の情報を把握し、評価しながら計画の推進を図ります。

4. 県及び近隣市町や関係機関との調整・協力

1 国・県への要請・要望

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視し、連携を図りながら施策を推進します。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握し、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請します。

2 円滑なサービス提供に向けた調整

町内に実施のないサービスや利用意向の高い入所施設、専門的な知識を要する人材などの確保に向けて、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

また、事業所へ新規参入を働きかけるとともに、新規開設に必要な情報提供や財政支援を行い、施設整備を図ります。

1. 久万高原町障害者計画策定委員会設置要綱

平成18年7月5日

告示第52号

（設置）

第1条 この告示は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第1項の規定に基づく障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画策定に必要な事項について検討・協議するため久万高原町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって構成する。

（委嘱）

第4条 委員は、専門的知識を有する者の中から、町長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年久万高原町条例第39号）の規定によるものとする。

（委員長及び副委員長）

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2. 久万高原町障害者計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

団体名等	役職名等	氏名
うつのみや内科	院長	宇都宮 慎
久万高原町社会福祉協議会	会長	橋本 広綱
久万高原町民生児童委員協議会	会長	高岡 公明
久万高原町身体障害者福祉会	会長	藤原 榮道
NPO 法人パステルくらぶ	理事	山口 ひとみ
精神保健ボランティアゆきんこ	会長	渡部 嘉津彦
上浮穴郡精神障害者地域家族会日の出会	会長	光田 民江
ゆきどけ～ほっとスペース～	指導員	菅 英雄
指定相談支援事業所ぽっかぽか	相談支援専門員	山之元 初枝
久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所	相談支援専門員	宮内 由理
社会福祉法人あゆみ学園	児童発達支援管理責任者	今村 高博
久万高原町議会総務文教厚生常任委員会	委員長	熊代 祐己
久万高原町商工会	会長	古田 邦博
特別支援連携協議会	会長	寺岡 続樹
久万高原町	副町長	佐藤 理昭
久万高原町	教育長	小野 敏信
久万高原町	保健福祉課長	西森 建次
久万保健センター	班長（保健師）	竹内 泰子
久万高原町	班長（認定社会福祉士）	畝本 幸男

3. 計画策定経過

年月日	内容
令和2年7月6日～ 7月31日	・久万高原町障がい者（児）福祉に関するアンケート調査実施
令和2年7月20日～ 8月14日	・障がい者団体・事業所アンケート調査実施
令和2年10月22日	第1回久万高原町障害者地域総合支援協議会
令和2年11月9日	第1回久万高原町障害者計画策定委員会 ・久万高原町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・久万高原町障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について ・今後のスケジュールについて ・その他
令和3年1月13日	第2回久万高原町障害者計画策定委員会 ・久万高原町障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について ・意見交換 ・その他
令和3年1月18日～ 2月5日	パブリックコメントの実施
令和3年2月	第3回久万高原町障害者計画策定委員会（書面開催） （2/19～3/4 意見募集） ・久万高原町障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（最終案）について
令和3年3月	第2回久万高原町障害者地域総合支援協議会（書面開催）

久万高原町
障がい者基本計画・
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行年月： 令和3年3月

発 行： 久万高原町

編 集： 久万高原町 保健福祉課

〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212

T E L： 0892-21-1111

F A X： 0892-21-2860
